野洲市公共施設等総合管理計画
（案）

平成　年　月

野　洲　市

目次

第１章 はじめに 1
1. これまでの取組経緯 1
2. 本計画の概要 1
3. 用語の定義 2
第２章 本市の公共施設等の状況 3
1. 公共施設等の整備状況 3
2. 人口推移と財務状況 12
3. 他自治体との比較 20
第３章 現状を踏まえたマネジメント方針 24
1. 公共施設等のマネジメントの基本的な考え方 24
2. 公共施設等のマネジメント方針 24
第４章 公共施設等の整備の方向性 27
1. 保有施設の簡易評価 27
2. 用途別に見た公共施設の今後の方針 32
3. 土木インフラの再整備の方向性 47
4. 公共施設等の整備計画について 49

第１章 はじめに

1. これまでの取組経緯

平成 16 年 10 月に旧中主町と旧野洲町が合併して誕生した野洲市では、新市まちづくり計画や第１次野洲市総合計画に基づいて、合併特例債や普通地方交付税の合併特例算定などの財政支援を活用しながら、合併後のまちづくりを積極的に展開してきました。

しかし、一方では旧態依然とした財務体質や過去に行った無理と無駄な投資のツケが徐々に市政に悪影響を及ぼし、加えてリーマンショックに端を発する法人市民税収の激減などにより、急激に市の財政状況が悪化していきました。そのため、平成 22 年度から２ヶ年に渡って財政健全化集中改革プランを実施（目標額９億 6,900 万円に対し、実行額６億 3,426 万円）し、たちまちの危機を脱しました。

その後も福祉や教育分野などでの行政需要の増加が見込まれる中で、普通地方交付税の合併特例算定が、平成 27 年度からは一本算定への移行によって段階的に縮減されることから、引き続きサービスを安定かつ持続的に提供するために、「事務事業」・「組織」・「公共施設の在り方」を見直すことを目的とし、平成 25 年 11 月には行財政改革推進方針を取りまとめ、平成 26 年８月には具体的な取り組みとして行財政改革推進計画を作成しました。

2. 本計画の概要

本計画は、平成 26 年に総務省より発出された「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」（平成 26 年４月 22 日付総財務第 74 号総務大臣通知）に基づき策定する「野洲市公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）」です。

総合管理計画は、計画期間を平成 29 年度から平成 68 年度の 40 年間とし、インフラを含む公共施設全般について、将来維持できる施設量を試算し、将来の目標数値を定め、種別毎に長期的な方針を示すこととしています。

なお、本計画については、社会経済情勢のさらなる変化などを踏まえ、必要に応じて適宜見直しをしていくものとします。

また、本計画は公共施設等の全体状況を把握し、長期的視点による公共施設等の最適な配置を計画的に行うことを要請する総務省の指針に基づくものであるため、本計画内で算出している更新費用等の推計は必ずしも財政破綻を示唆する内容のものではありません。

3. 用語の定義

本計画では、用語の範囲を明確にするため、特に様々な使い方がされている次の用語を定義します。

（1）公共施設等

一般的に公共施設とは、直接に市民の利用に供する施設と定義されます。しかし、本計画における「公共施設」とは、道路や橋梁などの土木インフラは対象とせず、本市が保有する建築物を「公共施設」と定義します。そのため公共施設と土木インフラを合わせて「公共施設等」と呼んでいます。（図 1-1）。

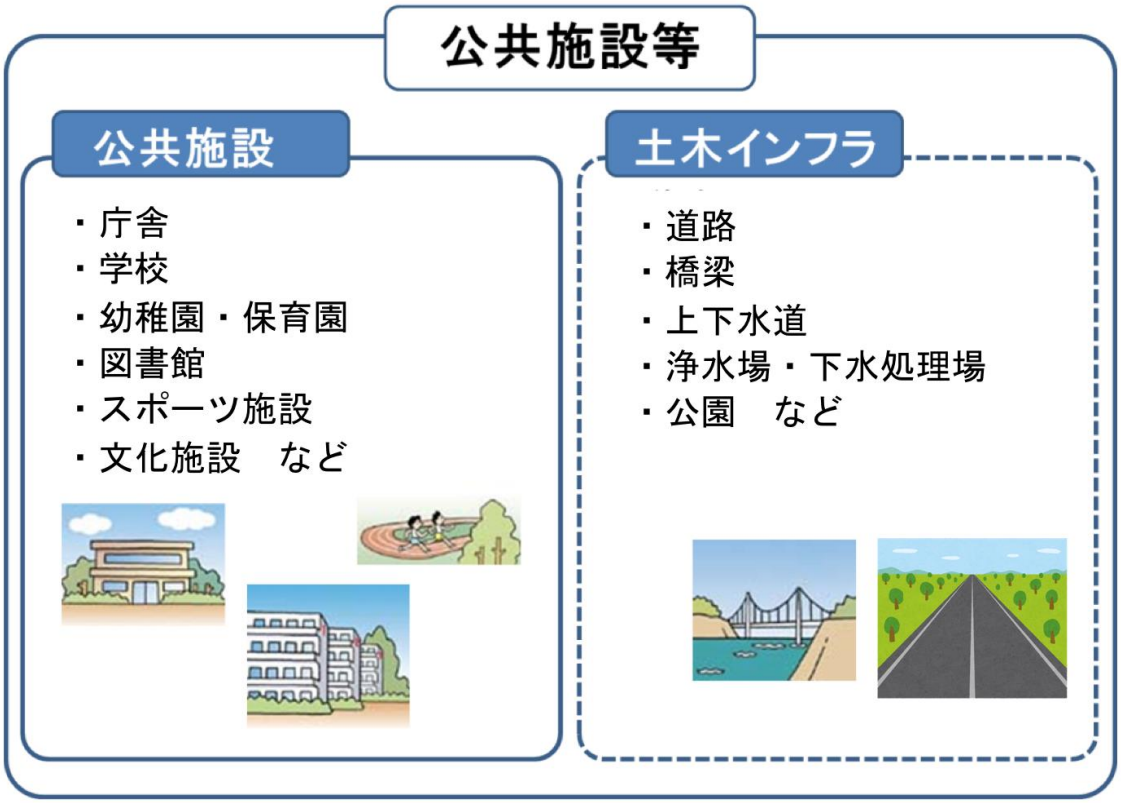

図 1-1　「公共施設等」の範囲

（2）マネジメント

本計画では、施設の増改築や建替えだけでなく、行政サービスや財政的な視点から中長期的な管理・運用手法の方針を検討するため、施設全体の円滑かつ持続的な管理・運用を実現する一連の行動を「マネジメント」と定義します。

第２章 本市の公共施設等の状況

1. 公共施設等の整備状況

（1）公共施設の現状

本市が保有している公共施設は、全 123 施設、総延床面積約 19 万㎡になり、建築予定施設も合わせると全 129 施設、総延床面積約 21 万㎡になります。公共施設の配置状況は、図 2-1 のとおりです。これらの全施設を、総務省が公表している「公共施設更新費用試算ソフト(一般財団法人地域総合整備財団)」で採用されている施設分類に合わせて、１１用途に分類しました。

その結果、表 2-1 や図 2-2 に示すように、延床面積では「学校教育系施設」が圧倒的に多く、施設数でみると「子育て支援施設」と「公営住宅」が多いことがわかります。また、延床面積で見ると「学校教育系施設」「子育て支援施設」「公営住宅」に次いで、「市民文化系施設」と「スポーツ・レクリエーション系施設」も多い状況から見て分かるように、全体的に教育や文化に関する施設が多く整備されています。

なお、本計画の公共施設は平成 27 年作成の固定資産台帳をもとにしています。

表２-１　公共施設の用途別保有状況

施設分類	施設数	延床面積（㎡）	主な施設
市民文化系施設	11	18,115.06	コミュニティセンター、野洲文化ホール、さざなみホール
社会教育系施設	7	8,870.00	桜生史跡公園（案内所）、弥生の森歴史公園（体験工房）、歴史民俗博物館、図書館、文化財保管庫
スポーツ・レクリエーション系施設	7	14,524.77	総合体育館、体育センター、温水プール、中主Ｂ＆Ｇ海洋センター
産業系施設	6	1,951.09	シルバーワークプラザ、共同作業所、三上集楽センター
学校教育系施設	10	72,488.12	小学校、中学校、学校給食センター
子育て支援施設	22	20,622.40	保育園、幼稚園、こども園、こどもの家、児童館
保健・福祉施設	15	6,342.65	健康福祉センター、憩の家、なかよし交流館、発達支援センター・ふれあい教育相談センター
行政系施設	11	13,623.53	市役所、北部合同庁舎、野洲地域総合センター（人権センター）　、中主防災コミュニティセンター
公営住宅	20	20,324.49	市営住宅
供給処理施設	3	4,139.21	旧野洲クリーンセンター、蓮池の里第二処分場
その他	11	5,770.74	旧中主ふれあいセンター、旧野洲市立三上幼稚園、旧野洲市立篠原幼稚園、野洲駅南口駅前広場、野洲駅北口駅前広場、野洲川河川公園管理事務所
合計	123	186,772.06	
建築予定(済)施設	6	19,823.00	ゆきはたこども園(平成28年建築済)、新野洲クリーンセンター(平成28年建築済)、交流／商業施設、こども園（三上学区）、余熱利用施設、歴史民俗博物館収蔵庫、※市民病院
建設予定(済)施設を含めた合計	129	206,595.06	

※病院事業は一般会計とは別建ての公営企業会計で運営する予定であり、施設数及び延床面積等の計算からは除外しています。

図２-１　公共施設の配置状況

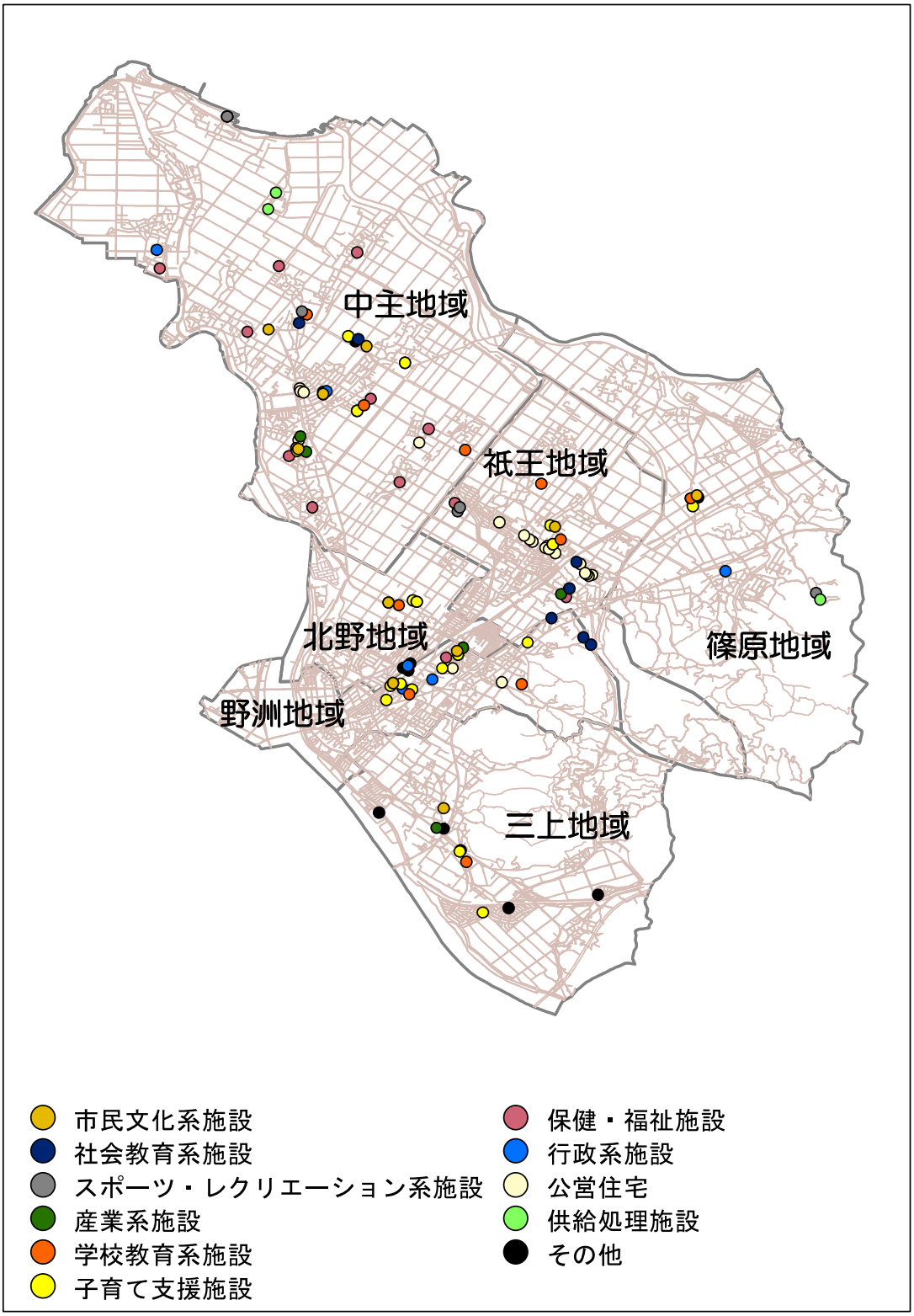

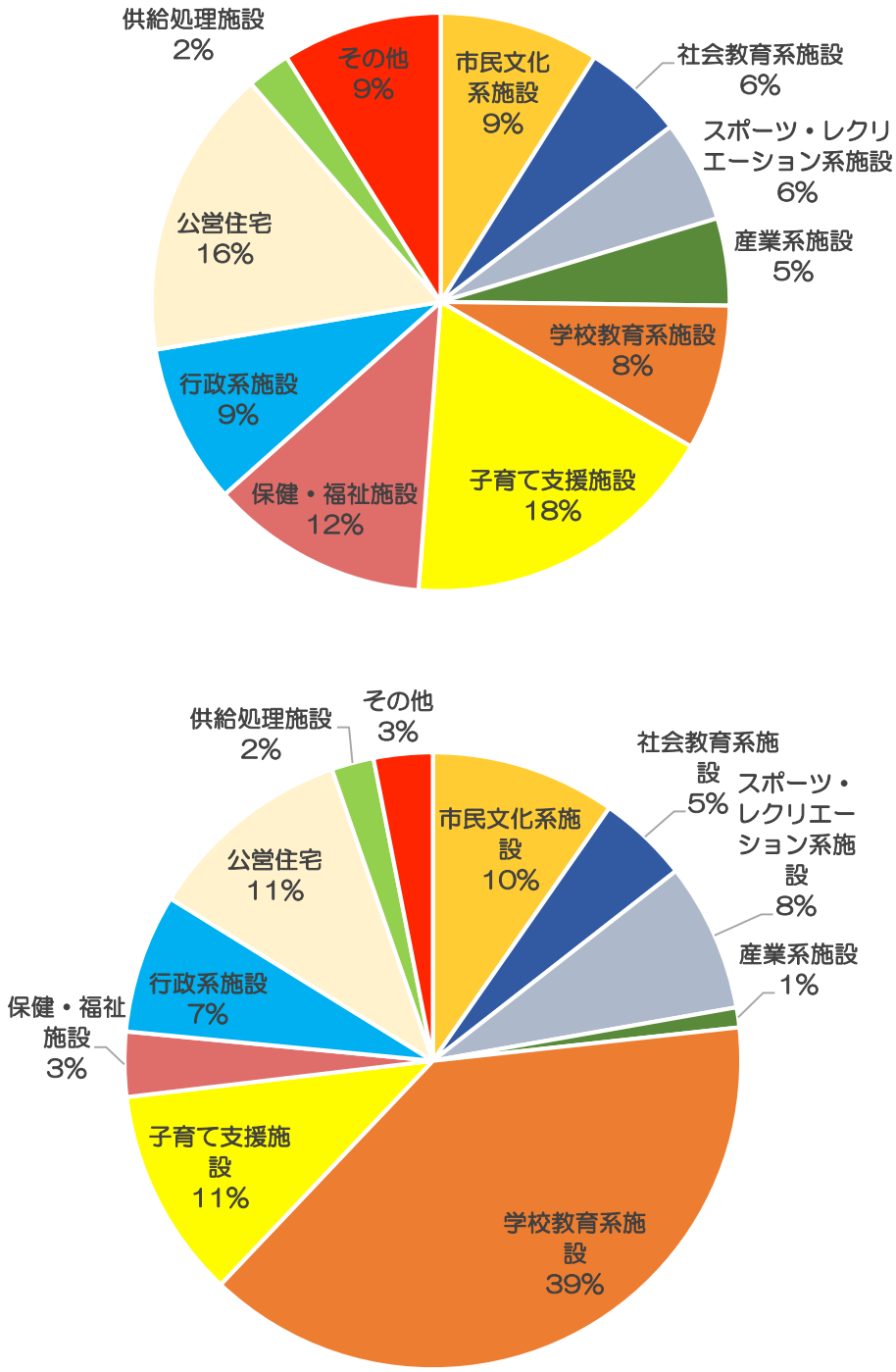

図2-2　用途別に見た現状の施設量（上：施設数、下：延床面積）

また図 2-3は、本市が保有する公共施設の建設年別に延床面積を積み上げたものです。近年建設された施設の延床面積は全体的に抑えられている傾向が見られるものの、建築後 30 年以上が経過している（昭和 59(1984)年以前の）施設が約２割を占めています。一般的に建築後 30 年程度を経過すると、大規模改修等や建替えの検討が必要となる施設が増え、多くの整備費用が必要になる時期を迎えます。つまり、今後２割程度の施設の整備を早期に検討する必要があり、しかもその全てを整備することは数量的にも整備費用的にも多大になるため難しく、適切な施設マネジメントが必要な状況にあります。

特に本市の特徴として、現在の耐震性能に劣る昭和 55(1980)年以前に建設された（いわゆる旧耐震基準の）施設の中で、学校教育系施設が占める割合が高いことが挙げられます。なお、小・中学校の旧耐震基準である全ての校舎及び体育館について、耐震化工事を完了しています。

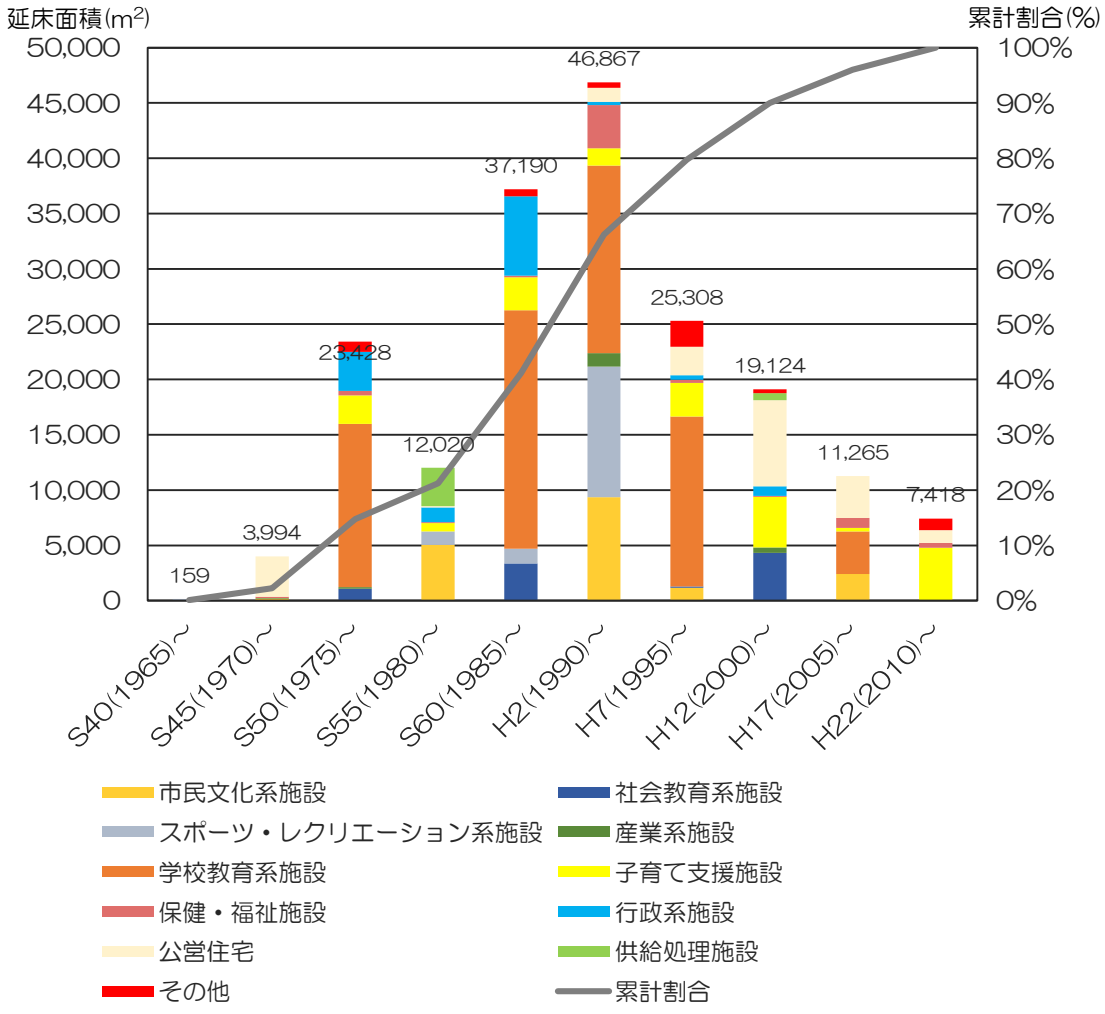

図２-３　公共施設の建築年別延床面積と用途内訳

（2）土木インフラの現状

① 道路

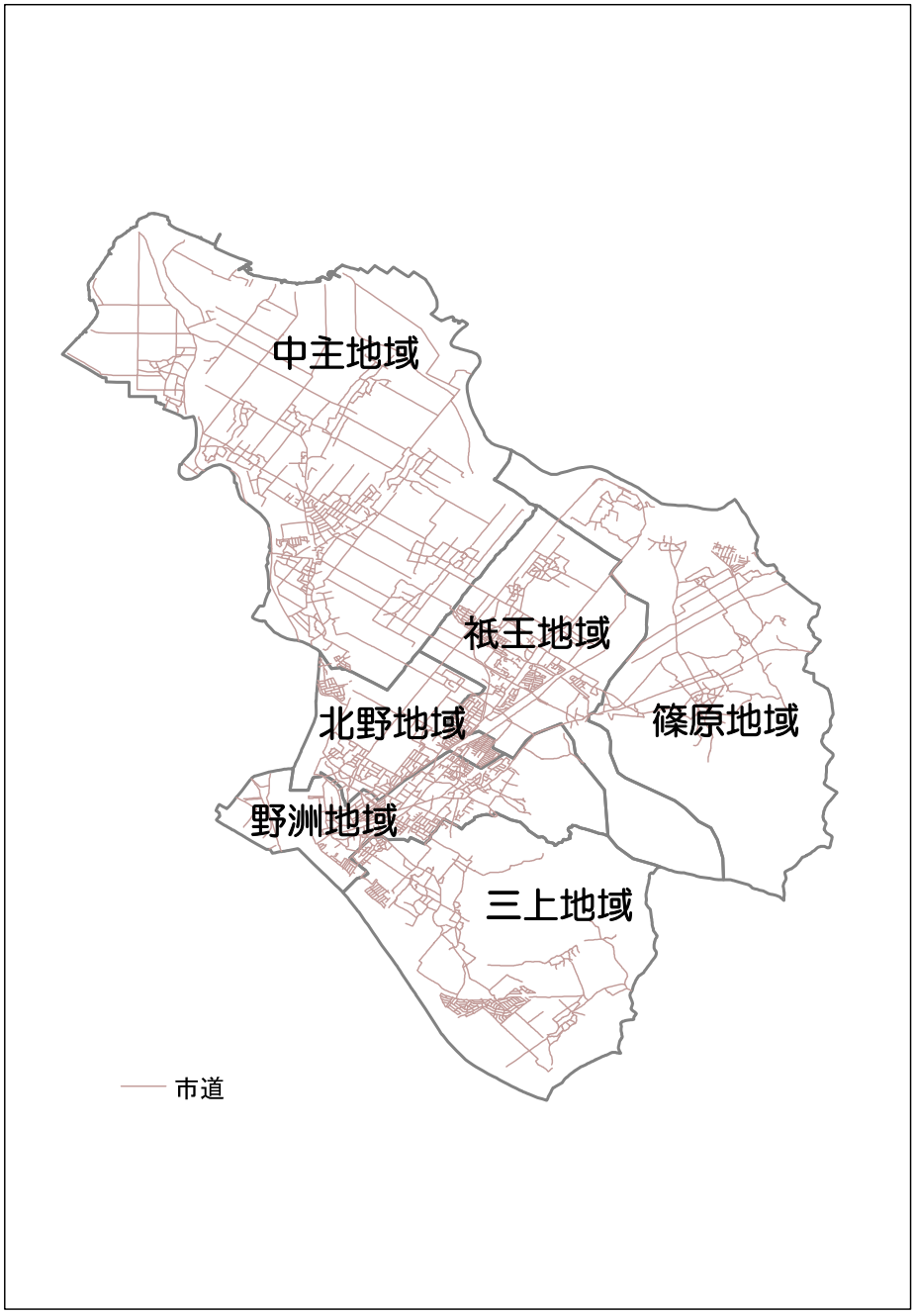

表 2-2 道路の種類と延長

種類	路線数（本）	延長（m）
市道	989	364,684.6
農道	3,177	121,592.5
林道	9	6,938.5
合計	4,175	493,215.6

② 橋梁

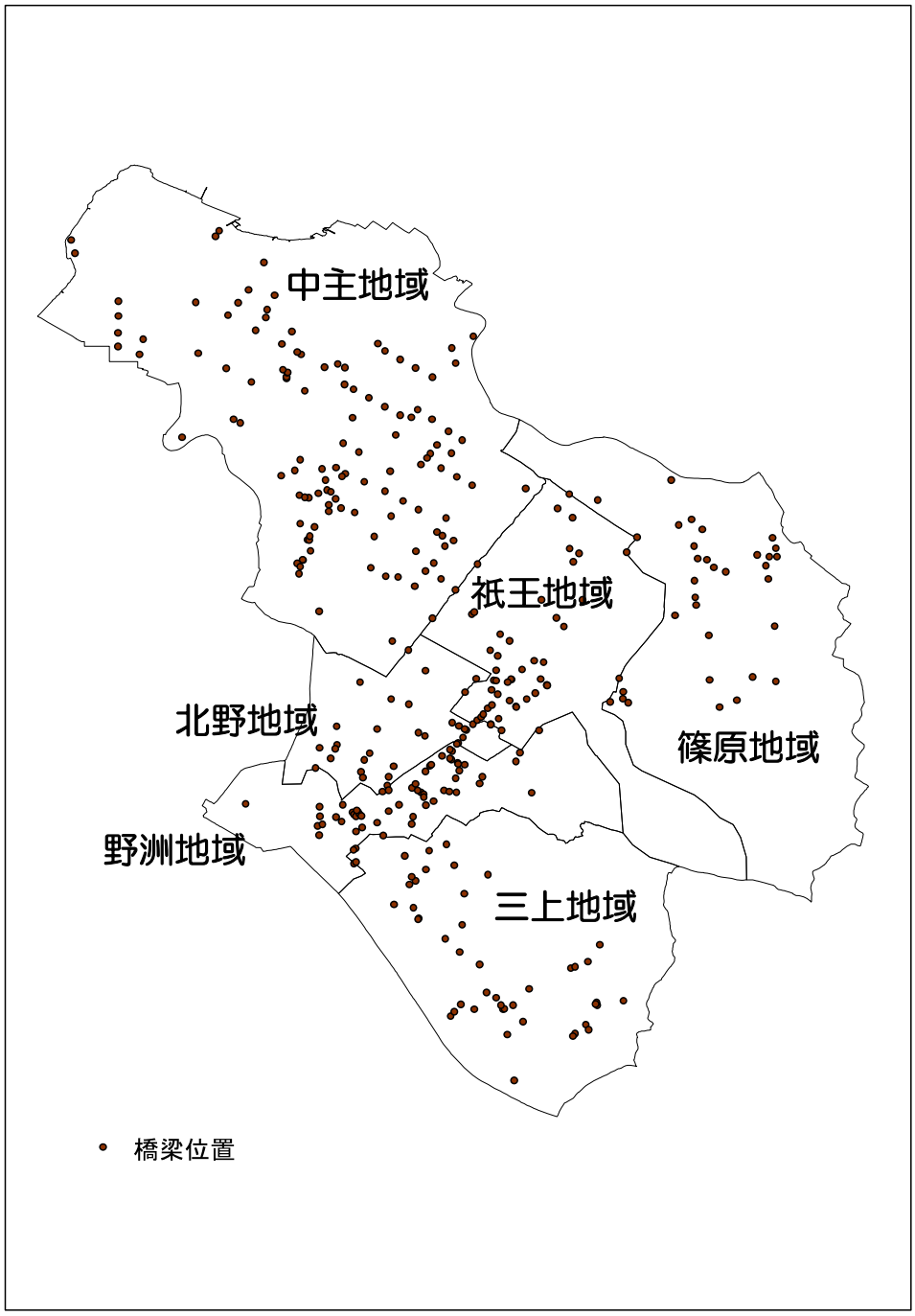

表 2-3 橋梁の本数と延長

構造	橋数（本）	延長（m）
PC/RC	324	1,988
鋼橋	6	126
石橋	5	14
合計	335	2,128

③　上水道

・管路　　348km（アセットマネジメント計画より）

・配水池　　４箇所（井口配水池、比江配水池、田中山配水池、三上配水池）

・浄水場　　３箇所（比江水源地、南桜水源地、三上水源地）

※井口水源地は現在浄水場機能を使用していません。

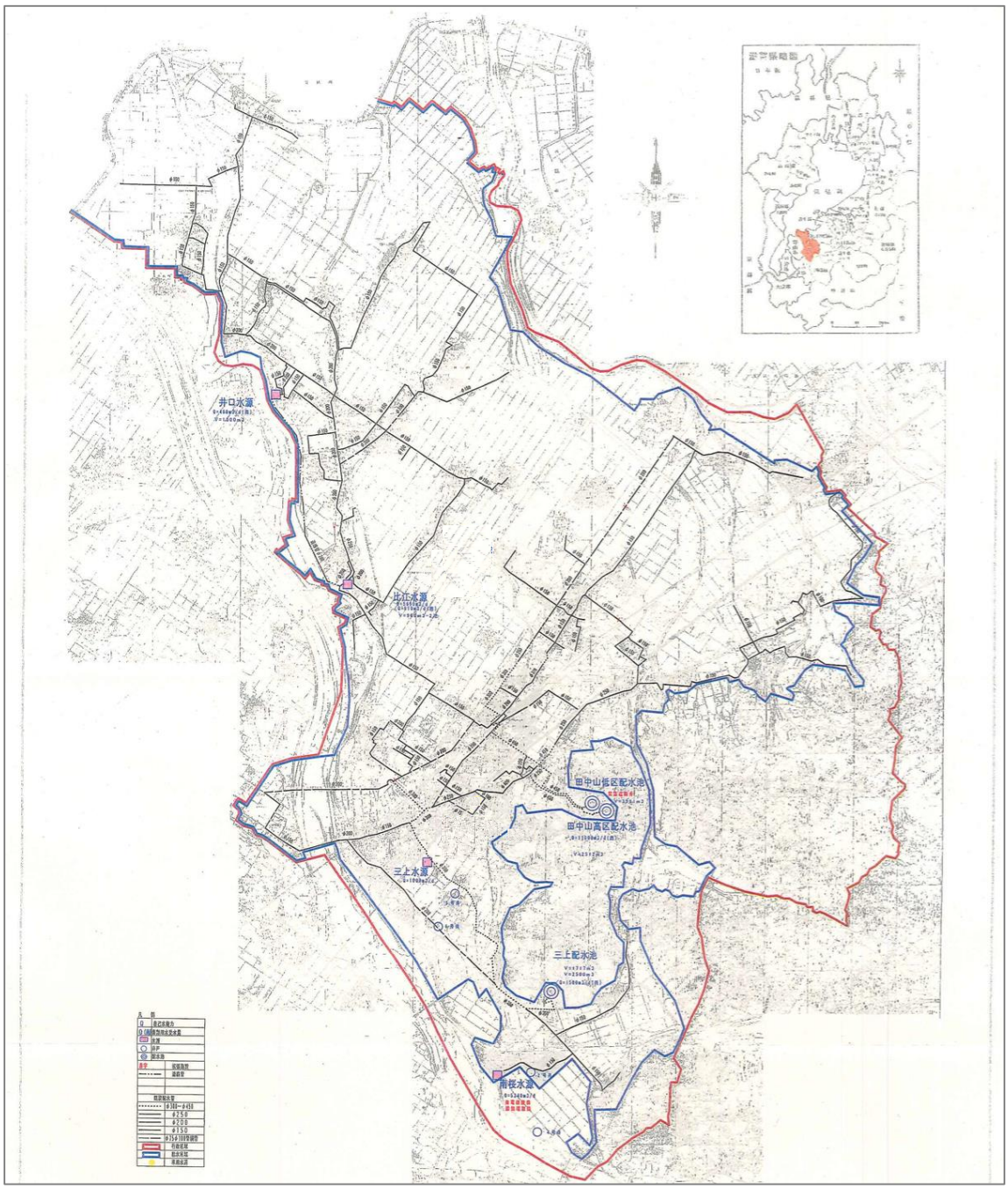

野洲市上水道施設位置図より

④　下水道

・管路　　291km（下水道事業決算統計より）

・ポンプ場　　１箇所（比留田ポンプ場）

・農業集落排水処理施設　４箇所

（野田、安治、須原・堤、吉川地区農業集落排水処理施設）

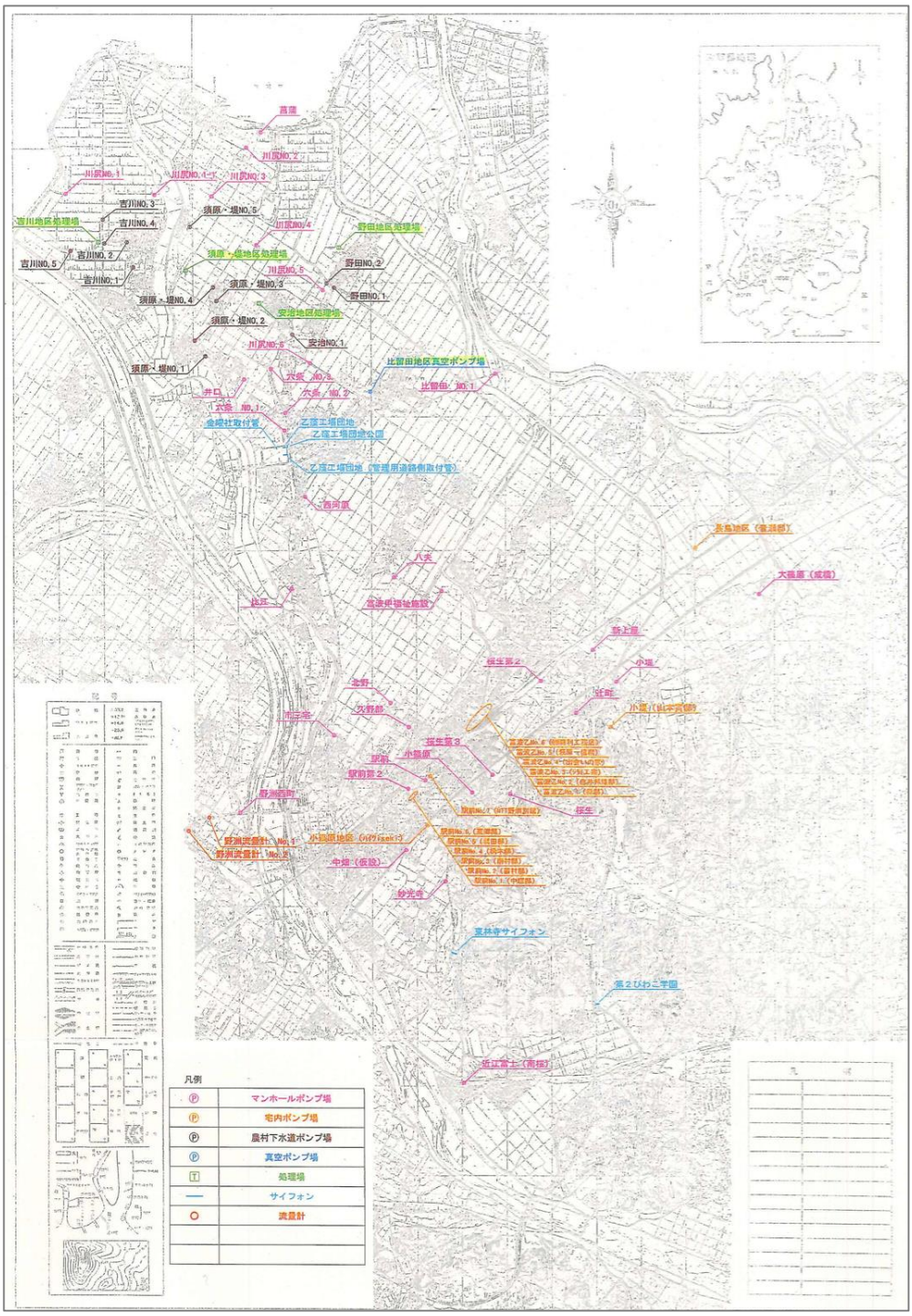

野洲市下水道施設位置図より

⑤　公園

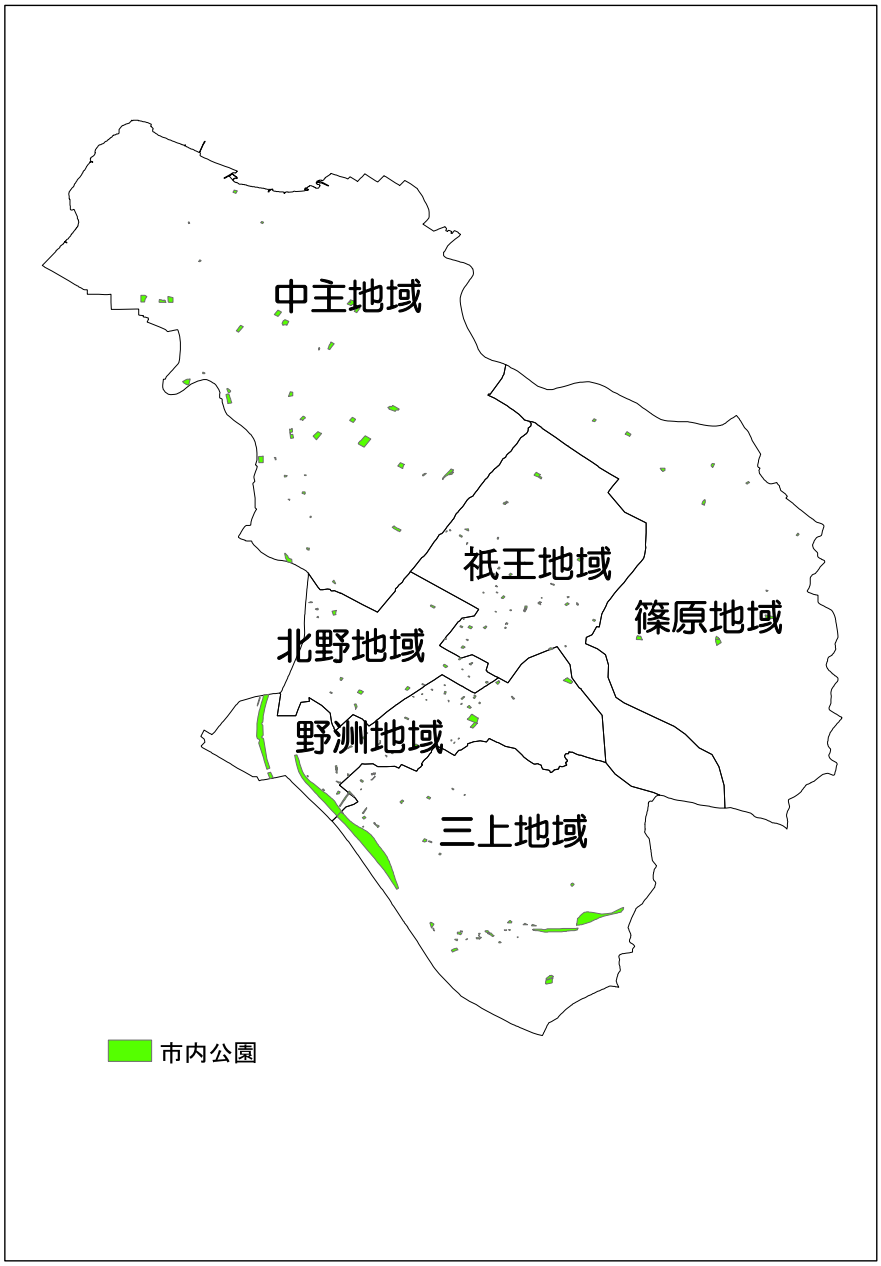

表 2-4 公園の数と面積

種別	公園数	面積（㎡）
都市公園	14	233,328
ふれあい公園	113	129,246
児童公園	62	113,779
農村公園	8	29,242
合計	197	505,595

2. 人口推移と財務状況

（1）人口推移と将来人口推計

本市の人口は、図2-4に示すように総人口は増加を続けていますが、生産年齢人口は、平成 12(2000)年以降、減少に転じています。

年少人口はピークの昭和 60(1985)年から平成 17(2005)年まで減少傾向、老年人口は一貫して増加傾向となっており、平成 17(2005)年には年少人口を上回っています。ただし、年少人口は近年わずかな増加に転じています。

人口構成の変化は、将来負担の変化に影響することはもちろん、サービスの需要の変化ももたらします。例えば年少人口が減少すると、小・中学校などの教育施設には余剰が生じる一方、老年人口が増加すると、福祉施設の需要は高まるなど、状況に応じて整備を進めていく必要があります。そのため公共施設の整備は、中長期的な視点から考える必要があります。

※年少人口･･･ 0～14 歳の人口

生産年齢人口･･･15～64 歳の人口

老年人口･･･65 歳以上の人口

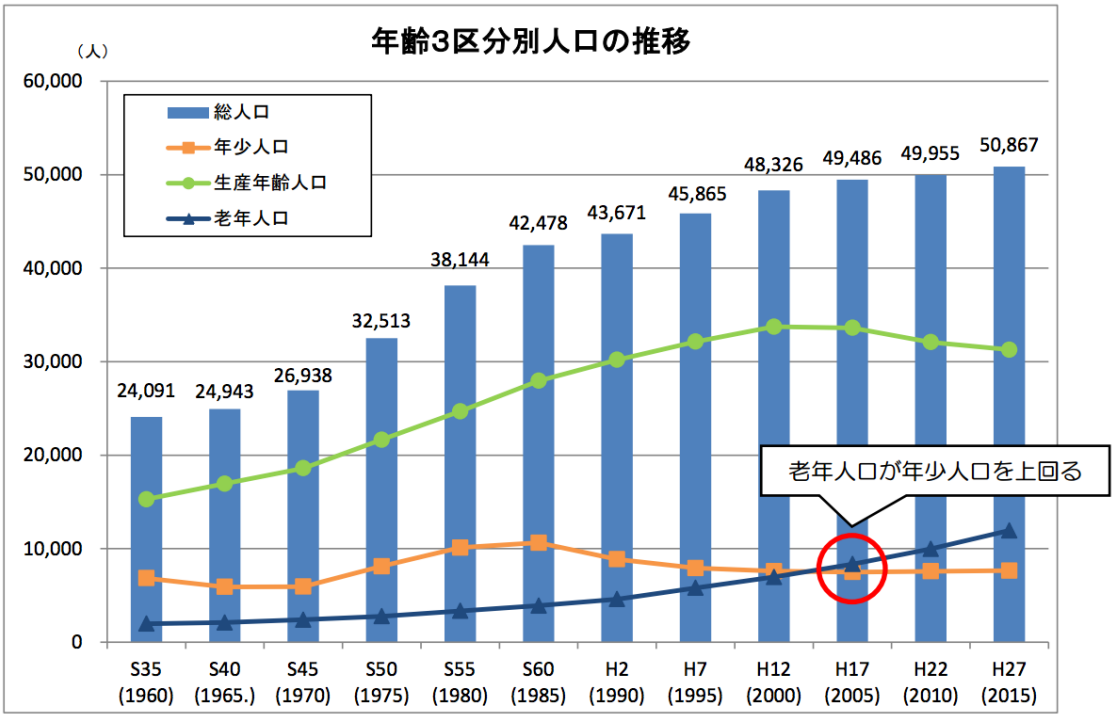

図2-4 人口推移(引用:野洲市人口ビジョン)

本市の将来人口推計は、図2-5に示すように、平成27年(2015年)には49,954人であった人口が、平成52年(2040年)には47,668人(平成27年度比約5%減)、平成72年(2060年)には43,917人(平成27年度比約11%減)となることが予測されます。

また、年少人口及び生産年齢人口は一貫して減少し、老年人口は増加していますが、平成57(2045)年に老年人口のピーク(15,266人)を迎え、以降は老年人口も減少していきます。

特に、生産年齢人口は、平成27年(2015年)には30,722人から、平成52年(2040年)には25,598人(平成27年度比約17%減)、平成72年(2060年)には23,452人(平成27年度比約24%減)と、人口全体に比べ減少傾向が早いことから、財政的には現状よりも厳しい状況に陥ることは免れないと考えられます。

この結果からも、本市が保有している全ての公共施設をそのままの施設量で更新(建替え)すると、将来的には余剰空間が増加すると考えられます。

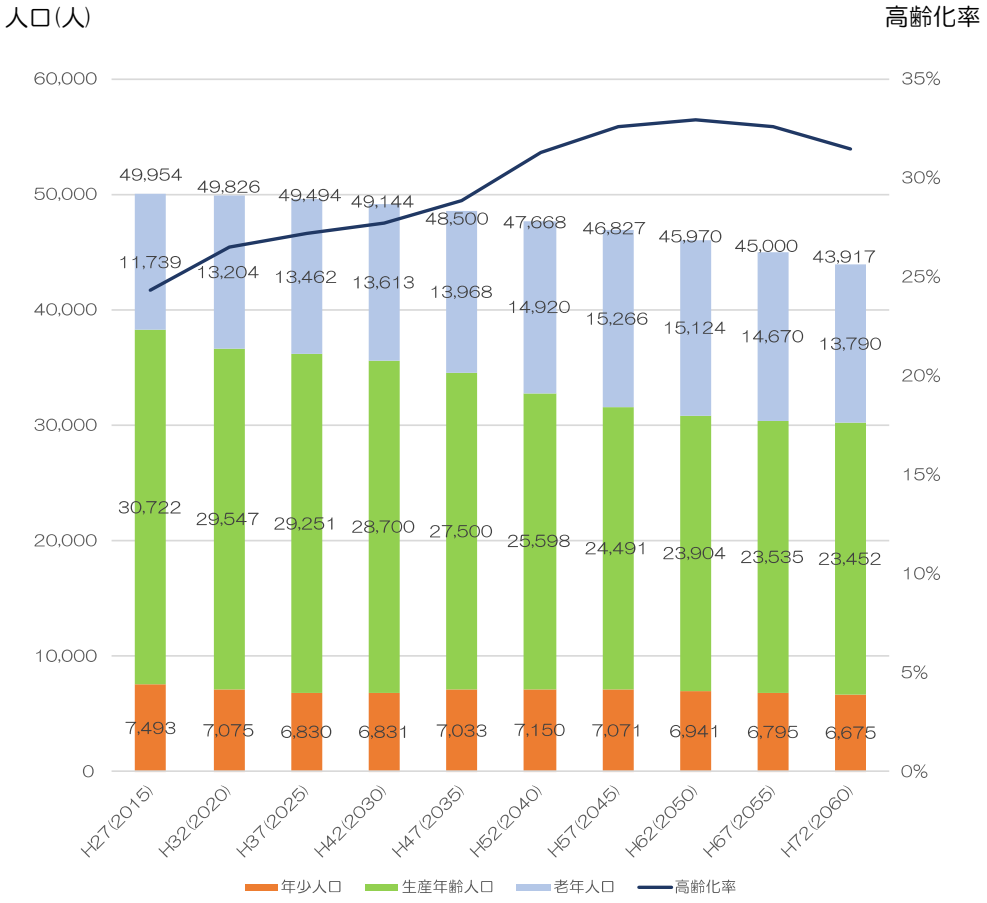

図2-5 ※将来人口推計(引用:野洲市人口ビジョン(平成28年3月))

※平成27年のみ実績数値に基づく。

（2）財務状況

歳入・歳出の推移を図 2-6 に示します。財政規模は普通建設事業費の増減により年度間のバラつきが見られます。今後は人口減少・少子高齢化の中、扶助費の増加、公共施設や土木インフラの維持管理費や更新に係る費用等の増加が見込まれ、将来的な財政状況は現状よりも厳しくなると考えられます。

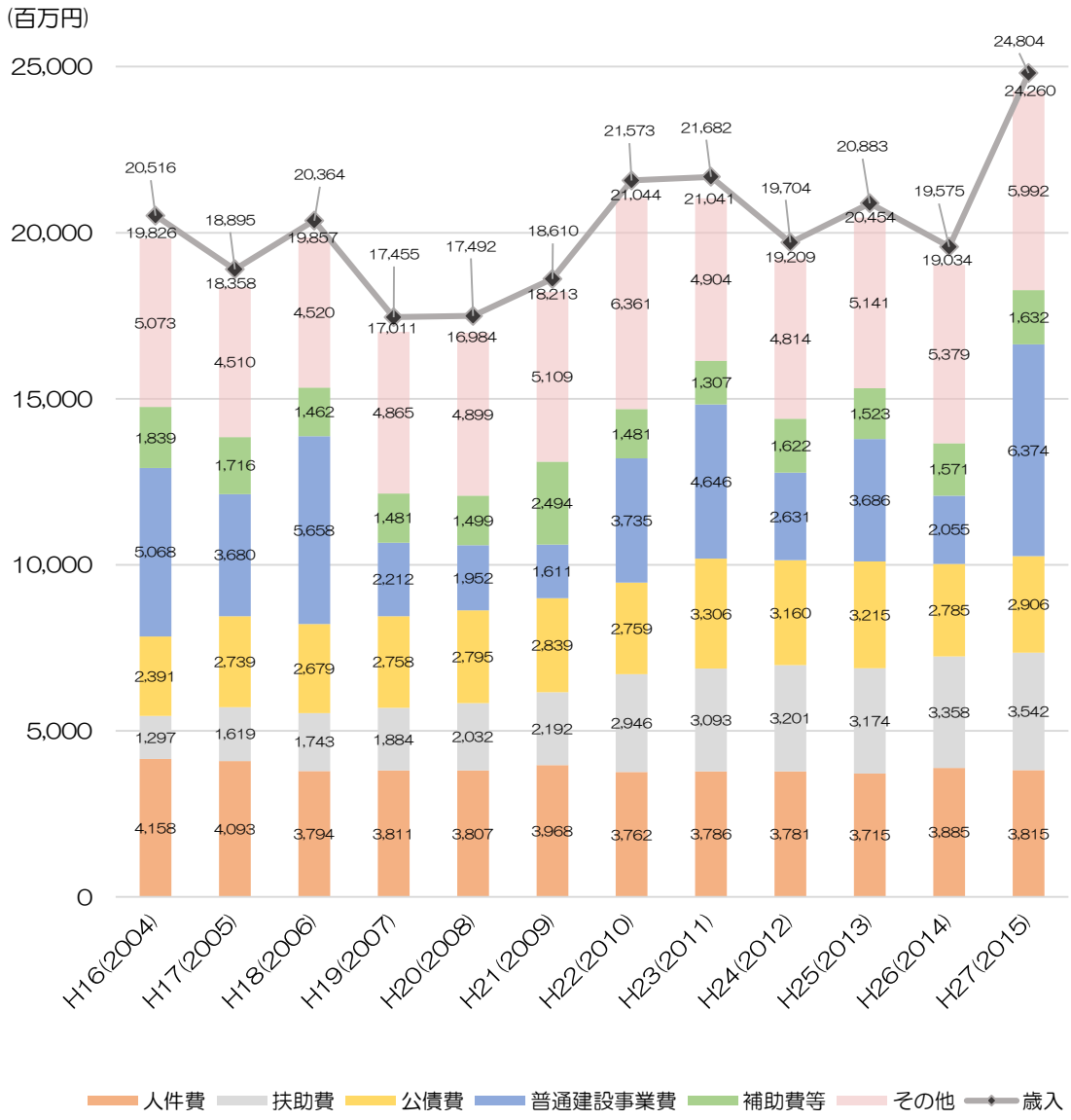

図 2-6　歳入と歳出の推移

さらに図 2-7 に示すように、本市の財政力は財政力指数（地方公共団体の財政力を示す指標で 1.0 を上回れば税収入等のみを財源として円滑に行政を遂行できる：基準財政収入額/基準財政需要額）に依ると、0.81 です。なお、滋賀県内 13 市（本市含む）の平均は 0.74 と、本市は滋賀県内の市では中間程度の財政力ですが、財政的に決して余裕のある状況とは言えません。そのため今後、公共施設の再編等を含む財政改革を推し進めることが必要になると考えられます。

※地方交付税と財政力指数の関係

地方交付税は地方公共団体間の財政力格差を解消し財源の均衡化を図る目的に交付されるものですが、財政力指数が１を超える場合、地方交付税の不交付団体となります。また、財政力指数が１以下の団体であっても、１に近い団体ほど普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があると言えます。

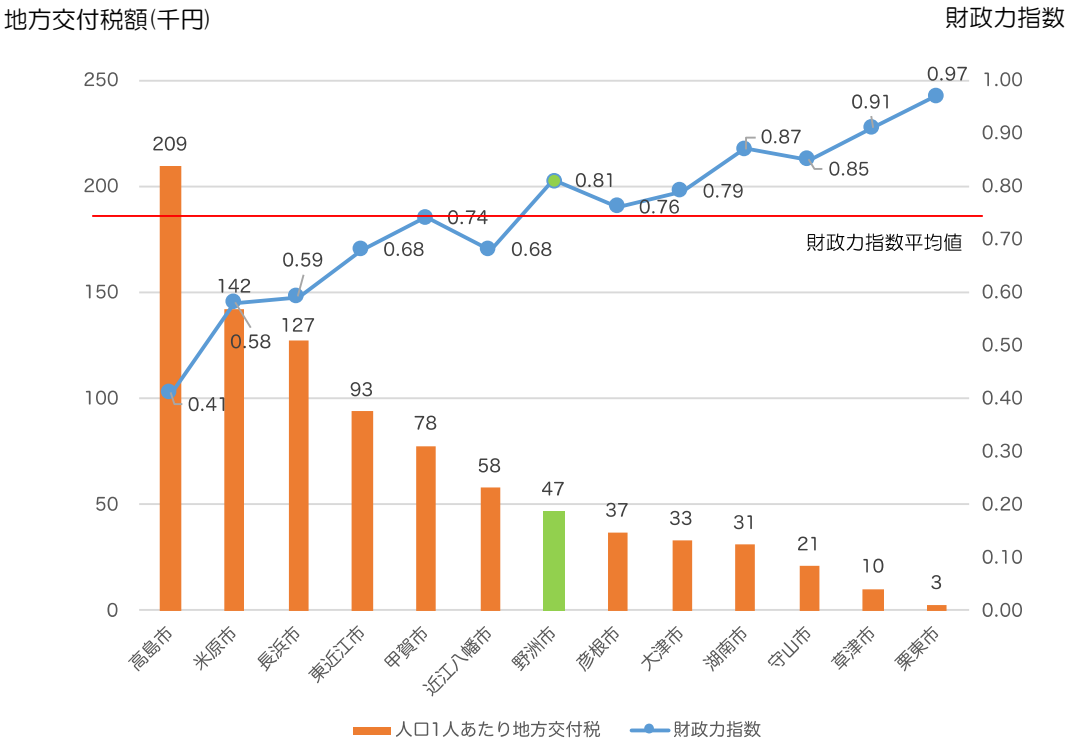

図 2-7 滋賀県内他市(12 市)及び
本市の地方交付税額と財政力指数(平成 26 年度)

本市における平成 26 年度の住民一人当たりの貸借対照表（バランスシート）と経常行政コストを図 2-8 と図 2-9 に示します。本市の資産においては図 2-8 に示すように、資産合計の約 90%占めているのが、土地や公共施設、土木インフラなどの公共資産となり、負債合計は一人当たり約 650 千円、資産合計の約 39%を占めています。

資産合計	**1,662**	**負債合計**	**650**
		固定負債	593
		流動負債	57
公共資産	1,495	**純資産**	**1,012**
（土地・公共施設など）			
投資等	116		
流動資産	51		
（現金・有価証券など）			

図 2-8　平成 26 年度住民一人当たりの貸借対照表（単位：千円）

「平成 26 年度決算状況」より

また、本市の経常行政コストにおいては図 2-9 に示すように、経常行政コスト（337 千円）の約 41%が社会保障給付などの移転支出的コスト、約 33%が消耗品費や手数料などの物にかかるコストが占めています。

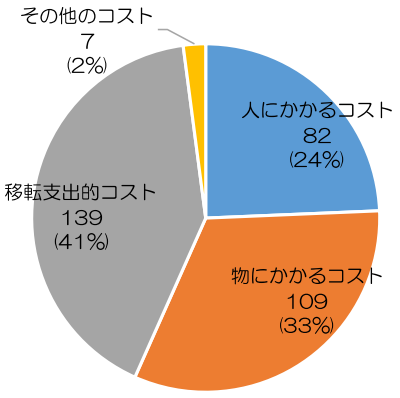

・人にかかるコスト　職員給料・各手当・賃金など
・物にかかるコスト　消耗品費・手数料・委託料・減価償却費など
・移転支出的コスト　社会保障給付（生活保護・医療など）・補助金・負担金など
・その他のコスト　地方債（借金）の利息など

図 2-9　平成 26 年度住民一人当たりの経常行政コスト（単位：千円）

「平成 26 年度決算状況」より

（3）更新費用の試算

本市の公共施設の状況から今後の施設更新必要額（維持費用、大規模修繕費用、建替費用、長寿命化費用の合計）を試算したところ、図 2-10 に示すように、平成 68(2056)年までの 40 年間に公共施設の修繕や更新に必要な額の合計は約 813 億円で、試算期間における平均費用は年間約 20.3 億円と算出されました。

なお、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」等に基づいて、簡易的に更新費用の試算を行い、平成 27 年度の固定資産台帳をもとにした 123 施設について 40 年間維持する想定で積算した金額です（人件費を除く）。今後、公共施設の再編、再配置の精査をしていくため金額は変動します。また、施設使用料等の収入や、建替・大規模修繕時の補助金などの歳入は加味していません。

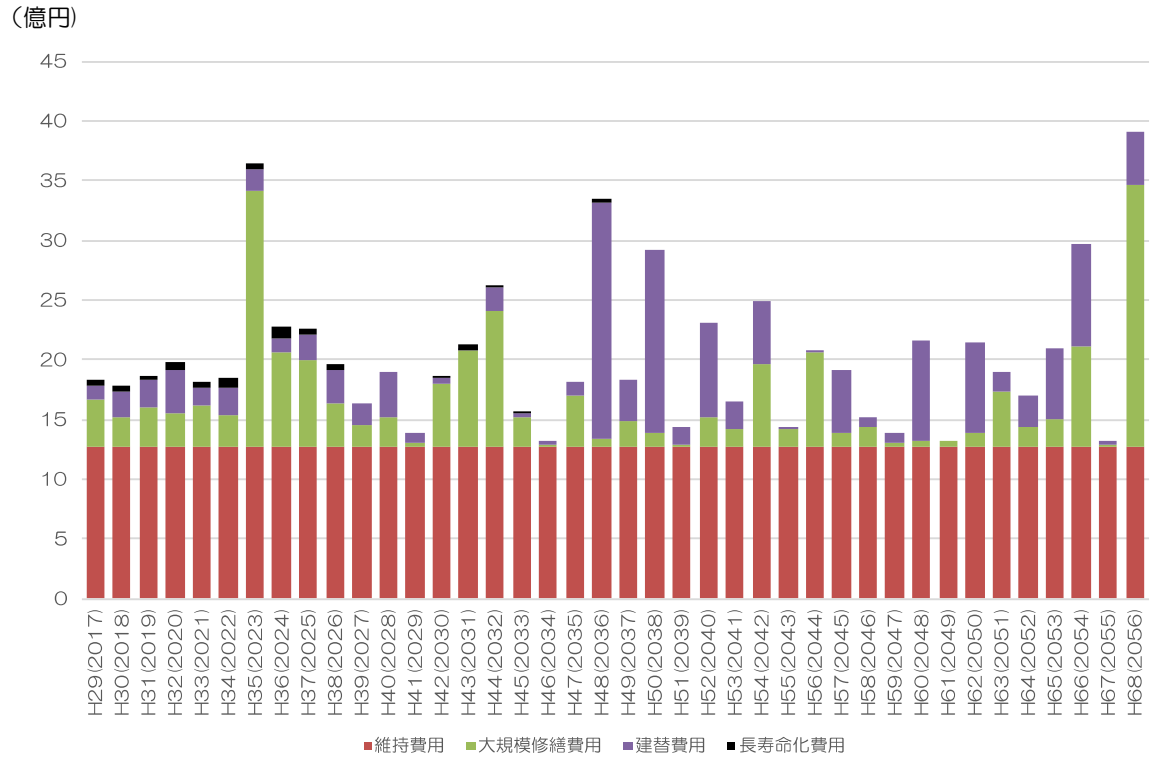

図 2-10 更新費用の試算（公共施設）

各費用の算定方法

① 維持費用　　：維持・修繕費用の直近３年間の平均額（人件費を除く）。

② 大規模修繕費用：耐用年数の半分が超過した年度(※１)に固定資産台帳価額の 1/2 を計上。

③ 建替費用　　：耐用年数を超過した年度(※２)に固定資産台帳価額 1/1 を計上。

④ 長寿命化費用　：構造が鉄筋コンクリート造の施設を対象に耐用年数を全て 80 年に伸ばすため、築後 20 年及び 60 年の年度に、対象施設の延床面積×7,000 円を計上（この場合、大規模修繕費用を 40 年、建築費用を 80 年の年度に計上）。

【建築予定(済)施設】

- ゆきはたこども園…平成 28 年(2016)年建築済
- 新野洲クリーンセンター…平成 28 年(2016)年建築済
- 歴史民俗博物館収蔵庫…平成 29(2017)年建築予定（※３）
- 余熱利用施設…平成 31(2019)年建築予定（※３）
- こども園（三上学区）…平成 31(2019)年建築予定（※３）
- 交流/商業施設…平成 32(2020)年建築予定（※３）
- 市民病院…平成 32(2020)年建築予定（※４）

※１．既に耐用年数の半分が経過している施設は、H29 年度から H38 年度にかけて大規模修繕工事を実施想定。

※２．既に耐用年数が経過している施設は、H29 年度から H38 年度にかけて建替工事を実施想定。

※３．建築予定施設は、整備費用・維持費用や整備主体が未確定のため未計上。

※４．病院事業は一般会計とは、別建ての公営企業会計で運営する予定のため未計上。

土木インフラ（橋梁・上水道・道路・公園）については、図 2-11 に示すように、橋梁及び上水道に関する野洲市橋梁長寿命化計画・野洲市水道事業アセットマネジメント計画で試算された更新費用（平成 58 年度以降の上水道更新費については、平成 42 年から平成 57 年までの平均年度事業費と同等の費用が継続的に発生すると仮定し算定。また、新設費用については含んでいません。）と、試算した道路の更新費用（耐用年数経過後に現在と同じ面積・延長等で更新したと仮定し算定）及び公園の更新費用（平成 27 年度の維持管理費用と同等の費用が今後も継続的に発生すると仮定し算定）を合わせると、今後 40 年間の更新費用の総額は約 184 億円で、試算期間における平均費用は年間約 4.6 億円となります。

なお、個別計画に基づく更新費用が今後の予算額のベースになるため、全体としての更新必要額と予算規模との比較の記載は行っておりません。

また、下水道の更新費用については現在資産台帳を整備中のため、今回は対象外としていますが、今後台帳等の整備を進めることで適切な維持管理等を行っていきます。

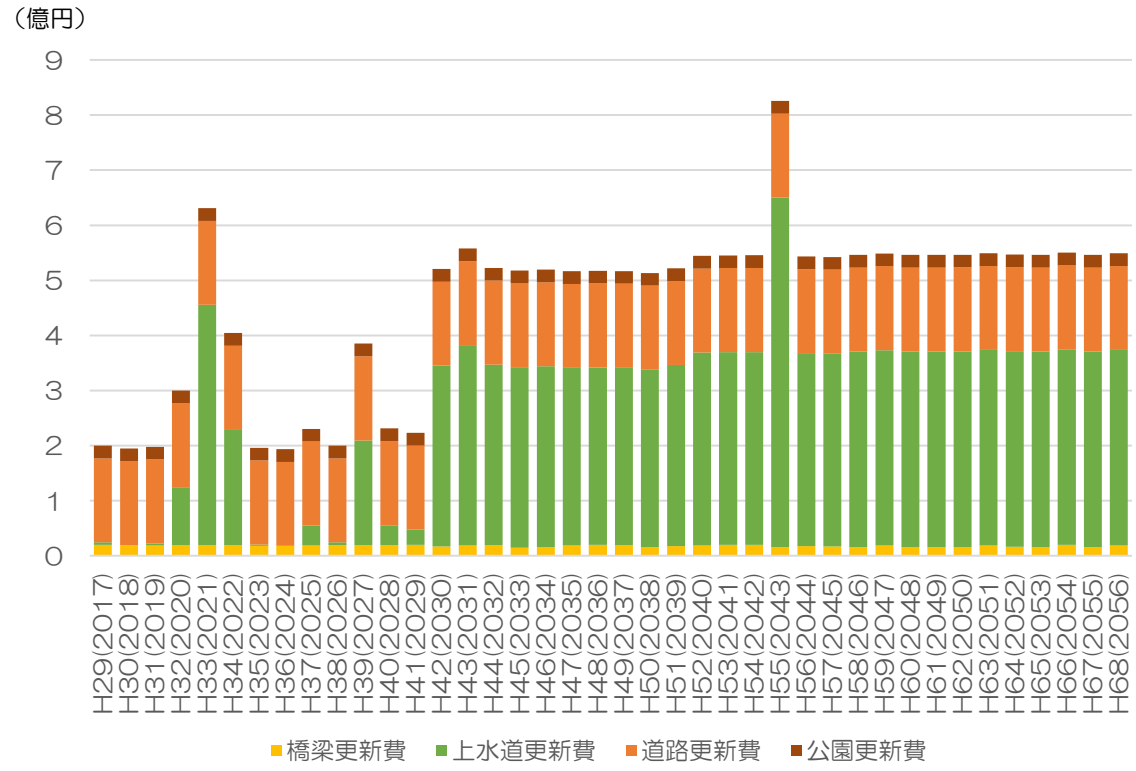

図 2-11　更新費用の試算（土木インフラ）

3.　他自治体との比較

（1）保有する公共施設の延床面積による比較

全国(特別区含む)及び滋賀県内の自治体（市区町村）が保有する公共施設の人口一人当たりの総延床面積を図 2-12 に示します。これによると、本市の施設量は、全国や滋賀県内の自治体（市区町村）と比べて、全体の施設量はやや多いことがわかります。また、施設用途別にみると、本市の公営住宅の施設量は、全国の自治体（市区町村）と比べると少ないですが、滋賀県内の自治体（市町）と比べると平均的であることが分かります。

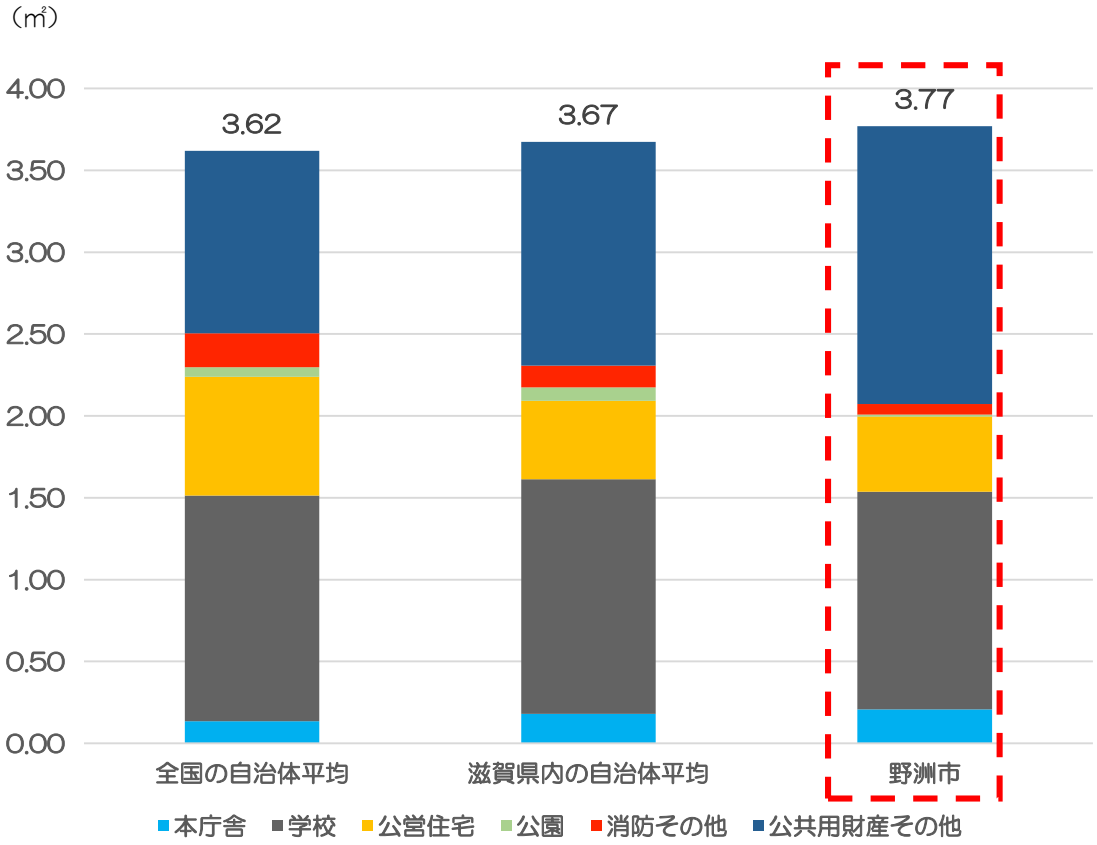

図 2-12　全国・滋賀県内の自治体（市区町村）と本市の施設量（総延床面積/総人口）

（「総務省公共施設現況調経年比較表」より）

次に、滋賀県内他市(12 市)と、「庁舎」「公会堂 市民会館(ホール)」「小・中学校」「体育館」「プール」「児童福祉施設」の6用途の施設量の比較を行います。図 2-13 に示すとおり、「公会堂　市民会館(ホール)」「体育館」「児童福祉施設」が、滋賀県内他市(12 市)の施設量を上回っております。特に「体育館」については、滋賀県内他市(12 市)よりも市民一人当たりの施設量が多い傾向にあり、統廃合など効率的な運用を目指した集約化による整備を検討していく必要があると考えられます。

名称	比較対象となる滋賀県内他市
滋賀県内他市(12 市)	大津市 彦根市 長浜市 近江八幡市 草津市 守山市 栗東市 甲賀市 湖南市 高島市 東近江市 米原市

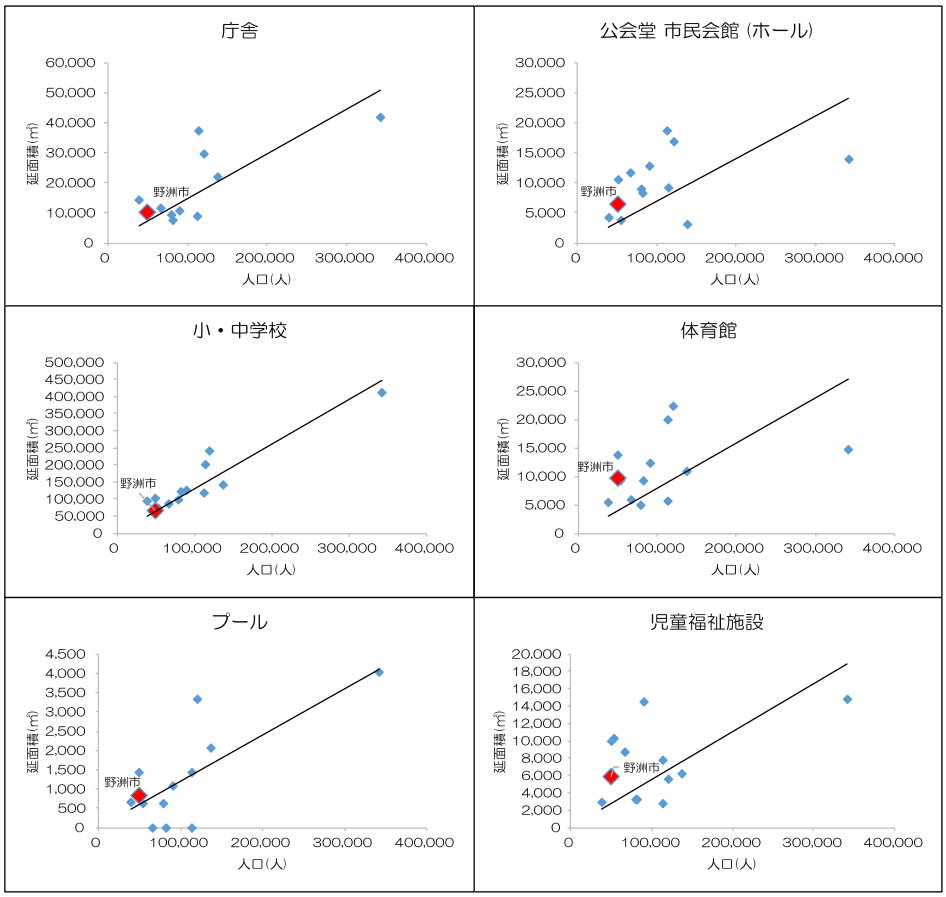

図 2-13　保有施設量と人口の散布(用途別)

(「総務省公共施設現況調経年比較表」より)

（2）財務面からの比較

平成 26 年度の財務諸表をもとに、「回収度」「健全化度」「更新可能度」「準備度」という 4 指標の偏差値をもとに、滋賀県内他市(8市)と近隣 4 市（草津市・守山市・栗東市・湖南市）を対象とし、財政面からの比較を行います。なお、本評価で用いる 4 指標と算定式の内容を表 2-5 に示します。

表 2-5　財務諸表を用いた評価指標とその算定式

指標名	評価内容	算定式 （総務省方式改訂モデル）
回収度	●行政サービスを提供するに当たり、支払われた対価のうち建物の使用料に相当する割合 高い：受益者負担が多く、建物の使用に見合う費用が賄われている 低い：受益者負担が少なく、建物の使用に見合う費用が賄われていない	1-(減価償却費/((地方税＋地方交付税＋国県補助金等))＋経常収益合計))
健全化度	●建築資産の耐用年数の経過を把握するもの 高い：老朽化の進行度が低い 低い：老朽化の進行度が高い	(有形固定資産合計-土地)/(有形固定資産合計-土地＋減価償却費累計額)
更新可能度	●1 年間の経常的収支額を減価償却累計額の解消に全て充当したと仮定した場合、必要となる年数 高い：解消年数が短く、更新を行いやすい、または負担が少ない 低い：解消年数が長いため、更新を行えない、またはより多くの負担が見込まれる	経常的収支額/減価償却累計額
準備度	●建築資産に対する更新費用の準備状況 高い：将来の施設更新費用に対する内部留保が進んでいる 低い：将来の施設更新費用に対する内部留保が進んでいない	(基金＋現金預金）/減価償却累計額

本評価指標は、総務省から提示されている会計基準の一つであり、本市でも採用している「総務省方式改訂モデル」を用いて自治体間の比較分析を行います。数年後には全国の自治体が「新基準モデル」に移行していくことは確実ですが、現時点では最も採用している自治体が多く、統一的な書式なので指標に活用しやすいこと、年度毎に情報が更新されていることなどから、比較対象が多く分析が容易です。したがって、図 2-14 では「総務省方式改訂モデル」で財務諸表を作成している 8 市（彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、東近江市、米原市）と比較をしています。また、近隣4市中、

湖南市は「新基準モデル」で作成しているため、「総務省方式改訂モデル」とは単純に比較する事は出来ませんが、参考として掲載しています。

その結果、図 2-14 に示すとおり、本市は滋賀県内９市（本市含む）の中では「健全化度」のみ標準を上回っています。これは、滋賀県内他市(８市)に比べ老朽化の進行度が低い状態にあると言えます。

また、図 2-14 と表 2-6 に示すとおり、近隣４市と比較した場合、「回収度」は本市が最も低い数値となっています。これは、公共施設から公共サービスの提供を受ける対価として、建物の使用に見合うだけの受益者負担がなされている度合いが、近隣４市に比べて低いことがうかがえます。また、「更新可能度」も比較的低いということは、現状のままでは将来世代への負担が比較的高い状態にあると言えます。

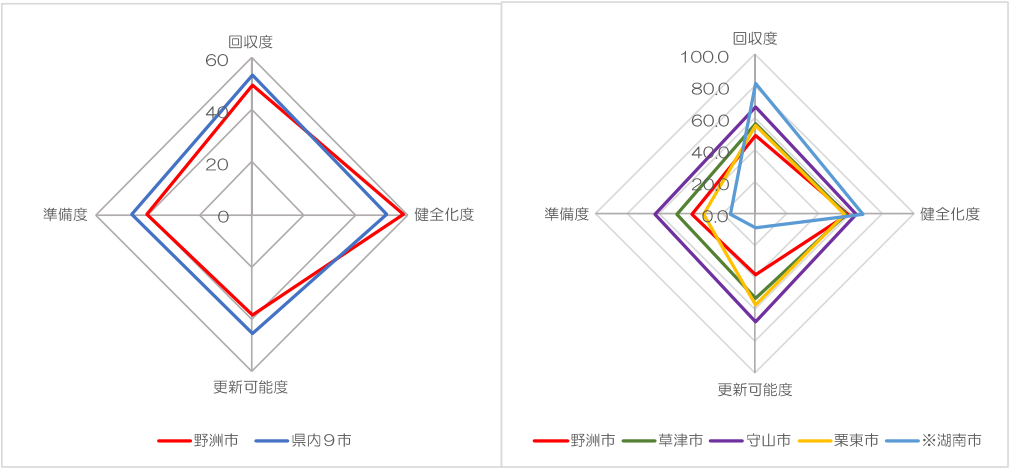

図 2-14　本市と他市との比較(左：滋賀県内９市、右：近隣４市)

表 2-6　本市と近隣４市に関する各評価指標の偏差値

	回収度	健全化度	更新可能度	準備度
野洲市	49.3	58.2	38.6	40.0
草津市	56.3	57.5	53.3	49.4
守山市	67.2	63.2	67.8	63.1
栗東市	55.4	55.9	57.1	31.9
湖南市※	82.3	67.7	8.5	15.1

※湖南市の財務諸表は「新基準モデル」で作成しており、「総務省方式改訂モデル」とは単純に比較する事は出来ませんが、参考として掲載しています。

第３章 現状を踏まえたマネジメント方針

1. 公共施設等のマネジメントの基本的な考え方

今後厳しさを増す自治体経営にとって、社会情勢の変化や地域のバランスを保ちながら公共施設マネジメントを行うことが急務と言えます。

このため、従来どおり施設所管課単独だけで検討するのではなく、全市的な視点に立ち、市民サービスの水準を維持しつつ中長期的な公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などにより、適正配置を推進します。

また、本市では、合併により結果的に機能が重複する公共施設が複数存在しています。合併によるスケールメリットには施設の集約も想定されていることから、今後施設が提供するサービスも含めて５万人規模の本市に適した施設の在り方を慎重に判断していきます。

2. 公共施設等のマネジメント方針

（1）計画期間と施設整備方針

今後の財政規模や人口減少の推移予測を踏まえ、平成 29 年度から平成 68 年度までの 40 年間の基本的な方針を定めます。過去３年間で公共施設の更新に掛かった実績額は年間約 17.2 億円であり、更新費用の試算額は年間約 20.3 億円であるため、今ある施設を今後もそのまま維持しようとすると、現状の 1.18 倍の費用が必要となり、40 年間で約 126 億円が不足する計算になります。また、床面積に換算すると、約 28,946 ㎡の削減が必要ということになり、削減が必要な床面積割合は、15.5%となります。

しかし、公共施設を充実させることにより、市民生活や子育て・教育環境の充実にもなることから、施設の廃止ありきで進めるのではなく、設置目的に合った利用がされているか等の十分な吟味を行い要・不要の判断をしていきます。また、施設において提供しているサービスや事業の必要性などについても合わせて検討していきます。更新費用の試算には、施設使用料等の収入は加味されていませんが、必要と判断し残す施設については、施設自体の価値を高める工夫をし収入を増やすことを検討していきます。土木インフラについては計画的な取組による費用の平準化や長寿命化を図っていきます。

なお、本計画については、社会情勢等の変化も踏まえ、適宜見直しを行い、不要となった施設は、売却や貸し付けなども含めた有効活用策を検討し、必要に応じて施設の大規模改修や更新（建替え）費用の捻出も行います。

○　今ある施設を今後もそのまま維持しようとすると、40 年間で約 126 億円が不足する計算になります（※なお、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」等に基づいて、簡易的に更新費用の試算を行い、平成 27 年度の固定資産台帳をもとにした 123 施設について 40 年間維持する想定で積算した金額です（人件費を除く）。今後、公共施設の再編、再配置の精査をしていくため金額は変動します。また、施設使用料等の収入や、建替・大規模修繕時の補助金などの歳入は加味していません。）。

40 年の推計予算 約 687 億円	―	40 年間の推計更新費用 約 813 億円	＝	不足する更新費用 約▲126 億円

○　これを床面積に換算すると、約 28,946 ㎡の削減が必要ということになります。

総延床面積 約 186,772 ㎡	×	必要費用約 126 億円 更新費用約 813 億円	＝	削減が必要な床面積 約 28,946 ㎡

○　床面積の削減だけで考えると、削減が必要な床面積割合は、15.5%となります。

$$\frac{\text{削減が必要な面積　約 28,946 ㎡}}{\text{総延床面積　約 186,772 ㎡}} \times 100 = 15.5\%$$

（2）全庁的な取組体制の構築と情報共有

従来どおり施設所管課単独だけで検討するのではなく、各課が保有する施設情報の一元化や、複数の課に関係する施策を効率的に進めるため、全庁的な総合調整と先導による公共施設等のマネジメントの推進を一元的に行う部署の設置について検討していきます。

（3）長寿命化への取組と安全確保

施設に不具合が出てから改修をするのではなく、安全・安心に使用できるようにするために、耐用年数や施設の状況に応じて計画的に維持管理を行えるよう、引き続き固定資産台帳の更新を行い、施設の状況管理を一元的に行っていきます。「公共施設点検マニュアル」（平成 26 年３月野洲市総務部総務課）により定期的に点検を行い、適正な維持管理をすることによって、施設の長寿命化を目指していきます。

また、大規模な改修が必要な施設については、持ち続けることの可否も含めて判断するために、施設の適切なマネジメントシステムの構築に向けて検討を進めています。

一方で、道路や河川といった都市基盤施設についても、長寿命化計画のように長期的な視点で毎年計画的に維持管理が行えるような仕組みを進めています。

（4）耐震化の実施方針

本市では今後、耐震化が遅れている施設を優先的に利用状況や老朽度などを総合的に勘案し、計画的な耐震化を図っていきます。

（5）公共施設等の適正な配置と活用に向けた取組

本市における公共施設の適正な配置を考えることはもちろん、近隣自治体と連携、協議を重ね、広域による相互利用の実施検討を進めます。また、長期的には、近隣自治体との共同運営も視野に入れた協議を行うことも検討する必要があります。

また、市民との協働による公共施設の管理・運営や既存施設への指定管理者制度の導入、今後更新や新設が必要な施設については、公民連携によるサービス提供であるＰＰＰ（パブリック・プライベート・パートナーシップ）導入の可能性も視野に入れて検討します。

（6）野洲駅南口周辺整備の方針

今後の施設整備における、重要な計画として「野洲駅南口周辺整備構想」があります。平成２４年に民間会社より、野洲駅南口周辺の所有地約 9,300 ㎡の買い取りを行い、周辺市有地を含め、下記コンセプトに基づいて市民主体で「にぎわいづくり」に着手しています。また、整備にあたっては国の交付金事業である都市再生整備計画事業（都市再構築戦略事業）の活用を予定しています。

整備コンセプト：心と体の健康をテーマに、人と人とがつながることで生まれるにぎわいづくり

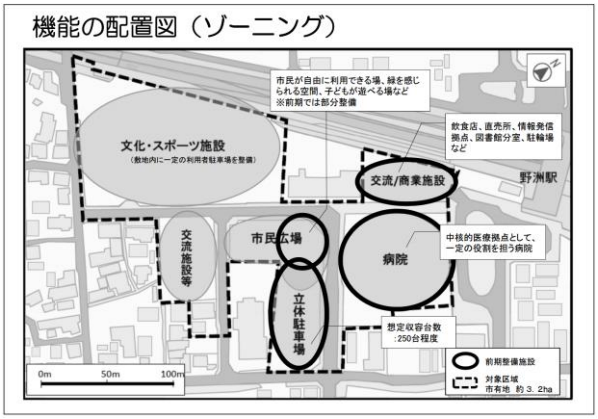

第４章 公共施設等の整備の方向性

1. 保有施設の簡易評価

公共施設マネジメントに必要な整備方針を立てるためには、対象とする公共施設の状態を的確に評価することが求められます。しかし、全ての施設評価を詳細かつ迅速に実施することは困難であるため、様々な視点から収集した情報を用いた公共施設の簡易評価を行います。

なお、この施設評価は、実施した時点（平成 27 年度作成の固定資産台帳をもとに実施）の公共施設の状況を簡易評価した結果であり、別に考慮する事象が存在する場合や、調査後に改修などが行われた場合は評価が変わります。そのため、施設評価の結果がそのまま各公共施設の具体的な方向性を決定するものではありません。

（1）簡易評価手法と項目

公共施設を評価するに当たり、公共施設を管理する行政の立場と、利用者である市民の立場に着目し、それぞれ「管理者視点（ハード面）」と「利用者視点（ソフト面）」という２つの視点から評価を行います。この２つの視点は３つの評価軸で構成し、各評価は２つの数値情報を用います。

① 「管理者視点」からみた簡易評価

「管理者視点」は、「建物劣化度」「建物管理度」「運用費用度」の３評価６項目から構成されています。

ⅰ．「建物劣化度（安全性）」

「建物劣化度」は、築後年数又は大規模改修工事の実施の有無と、耐震性能の２項目を用いて評価しています。

築後年数が短いと評価は良く、長いと評価が悪くなります。また、新耐震基準(1981 年６月以降)の施設だと評価は良く、旧耐震基準（1981 年５月以前）だと評価が悪くなりますが、旧耐震基準でも耐震改修済み、もしくは耐震診断で問題なしと判定された場合は評価が良くなります。

ⅱ．「建物管理度（健全性）」

「建物管理度」は、12 条点検（建築基準法第 12 条に定められた点検）の建築に関する項目（12 条点検対象施設でない場合は劣化診断を行った結果）と、消防点検の結果の２項目を用いて評価しています。

12 条点検の結果に問題が無い場合は評価が良く、指摘事項があって対応予定も無い場合などは評価が悪くなります。また、消防点検の結果に問題が無い場合は評価が良く、消防設備の不動作があった場合などは評価が悪くなります。

ⅲ．「運用費用度（経済性）」

「運用費用度」は、エネルギー費・人件費など経常的に必要となる費用（フロー）と改修費など年度によって変動が大きい費用（ストック）の２項目について、平均からの乖離よって評価をしています。

平均フロー費よりも対象施設のフロー費が少ないと評価が良く、フロー費が高いと評価が悪くなります。また、ストックも平均ストック費よりも対象施設のストック費が少ないと評価が良く、ストック費が高いと評価が悪くなります。

② 「利用者視点」からみた簡易評価

「利用者視点」は、「立地環境度」「設備管理度」「施設活用度」の３評価６項目から構成されています。

ⅰ．「立地環境度（有用性）」

「立地環境度」は、500m メッシュ（500m×500m のマス目）の人口密度と、ハザードマップの浸水・土砂災害地域の２項目によって評価しています。

人口密度が高いと評価が良くなり、人口密度が低いと評価が悪くなります。また、ハザードマップ上で浸水・災害想定区域では無ければ評価が良く、ハザードマップ上で危険度が高い場所の場合は評価が悪くなります。

ⅱ．「設備管理度（快適性）」

「設備管理度」は、12 条点検（建築基準法第 12 条に定められた点検）の設備に関する項目（12 条点検対象施設でない場合は劣化診断を行った結果）と、バリアフリー関連法の２項目を用いて評価しています。

12 条点検の結果に問題が無い場合は評価が良く、指摘事項があって対応予定も無い場合などは評価が悪くなります。また、バリアフリー対応が出来ていると評価が良く、バリアフリー対応が出来ていないと評価が悪くなります。

ⅲ．「施設活用度（利便性）」

「施設活用度」は、利用人数と利用可能時間当たりの延床面積の２項目について、利用分類した施設毎の平均からの乖離によって評価しています。

利用人数が多いと評価が良くなり、利用人数が少ないと評価が悪くなります。また、利用可能時間が長いと評価が良くなり、利用可能時間が短いと評価が悪くなります。

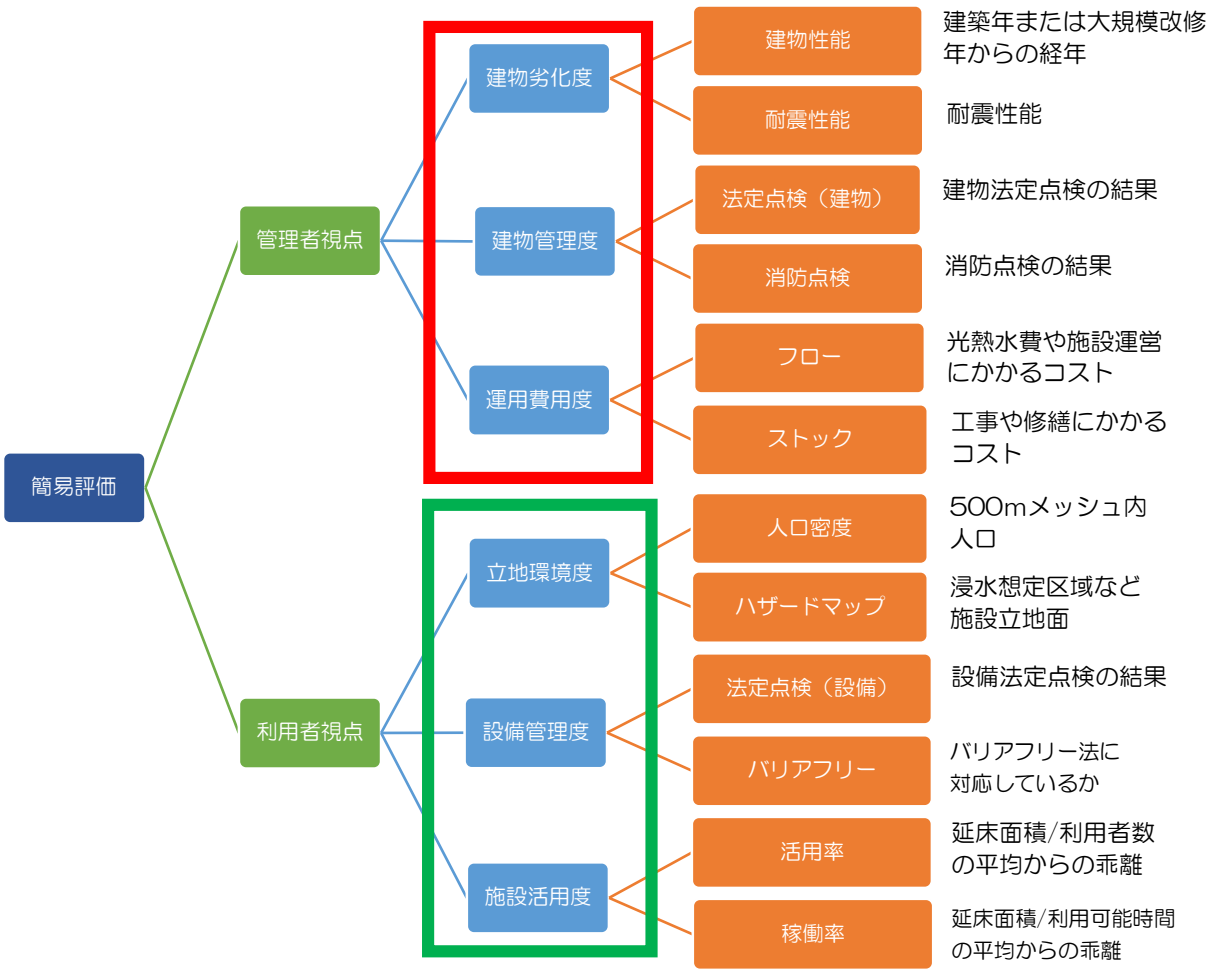

図 4-1　評価項目とその概要

（2）簡易評価を用いた施設評価

以上の手順により算定された 12 項目を、評価の良い方から「A」「B」「C」「D」の 4 段階の判定を行います。そのうち、「A」や「B」は大きな課題を抱えてはいないと考えられますが、「C」や「D」は比較的大きな課題を抱えている可能性があるため、在り方を検討する必要性や緊急性が高いと考えられます。

そこで「管理者視点」「利用者視点」別に「C」の数を数え、図 4-2 に示すポートフォリオ（重要な 2 つの指標の組み合わせから戦略のための分析をする手法）に落とし込み、「継続保全」「利用検討」「更新検討」「用途廃止」の 4 つに分類します。

なお、「D」は「C」に比べて大きな課題を抱えているため「C」の 2 つ分として数えます。

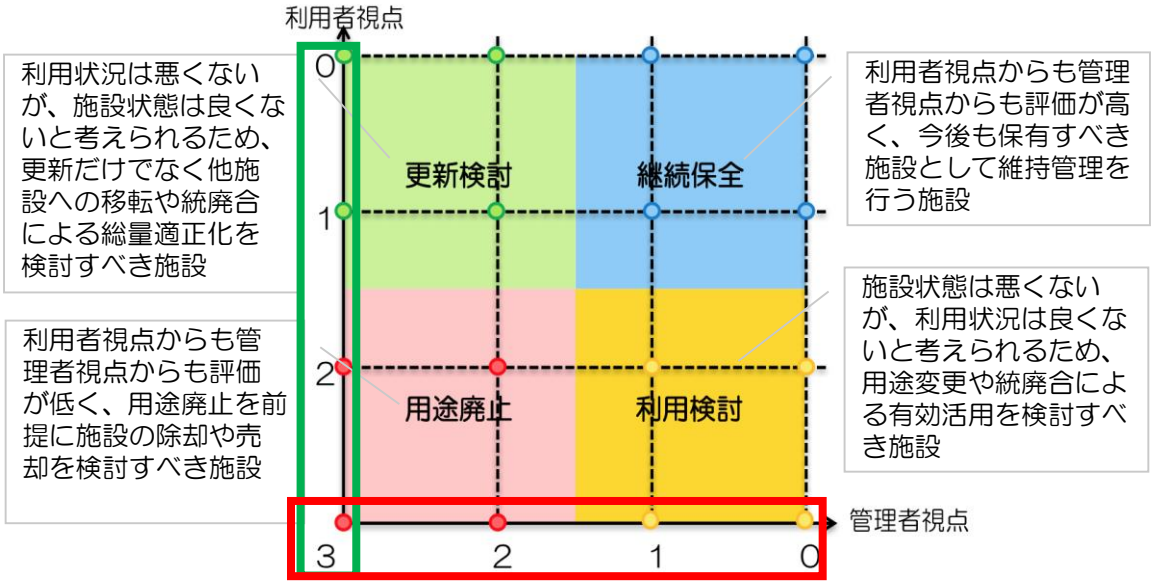

図 4-2　施設の評価方向性を示すポートフォリオ

（3）簡易評価の結果

施設評価の結果を取りまとめると、図 4-3 のとおり「継続保全」の評価が延床面積で 63%、施設数で 48%と大半を占めています。継続保全以外の評価対象外を除く延床面積 37%（施設数では 52%）の施設については、統廃合や売却なども含め、在り方の検討が必要な公共施設である可能性が高いと考えられます。

なお、平成 26 年度のデータを使用して簡易評価を行っているため、簡易評価対象の施設は平成 26 年度に現存する施設となっています。

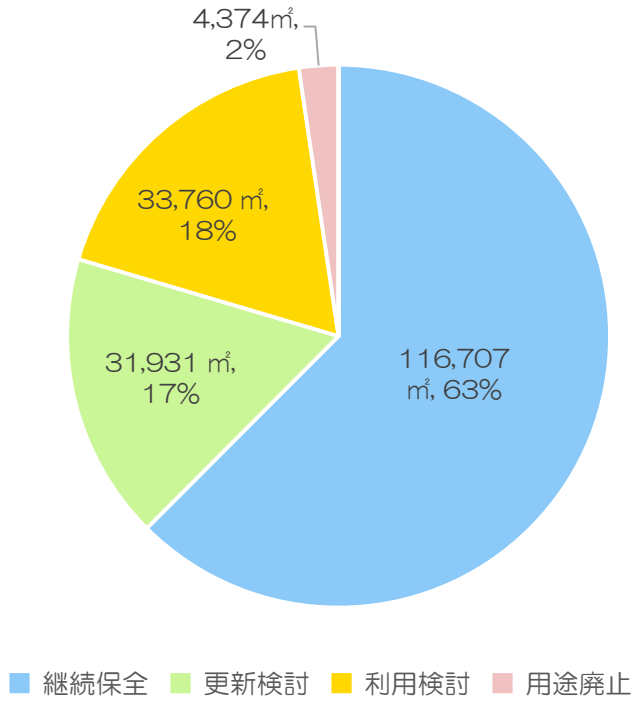

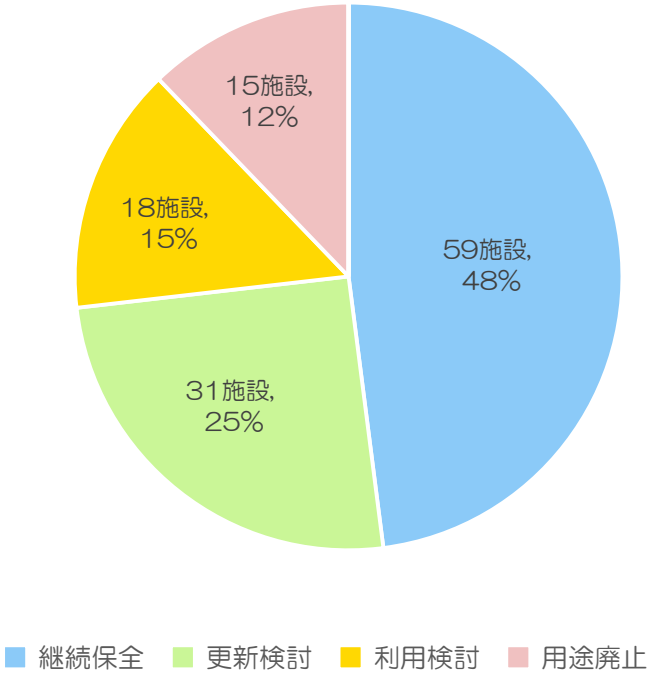

図 4-3　簡易評価の結果（上：延床面積、下：施設数）

2.　用途別に見た公共施設の今後の方針

（1）用途別に見た施設の現状と今後の方針

簡易評価の結果を参考としながら、今後の公共施設の整備方針を、用途別に示します。

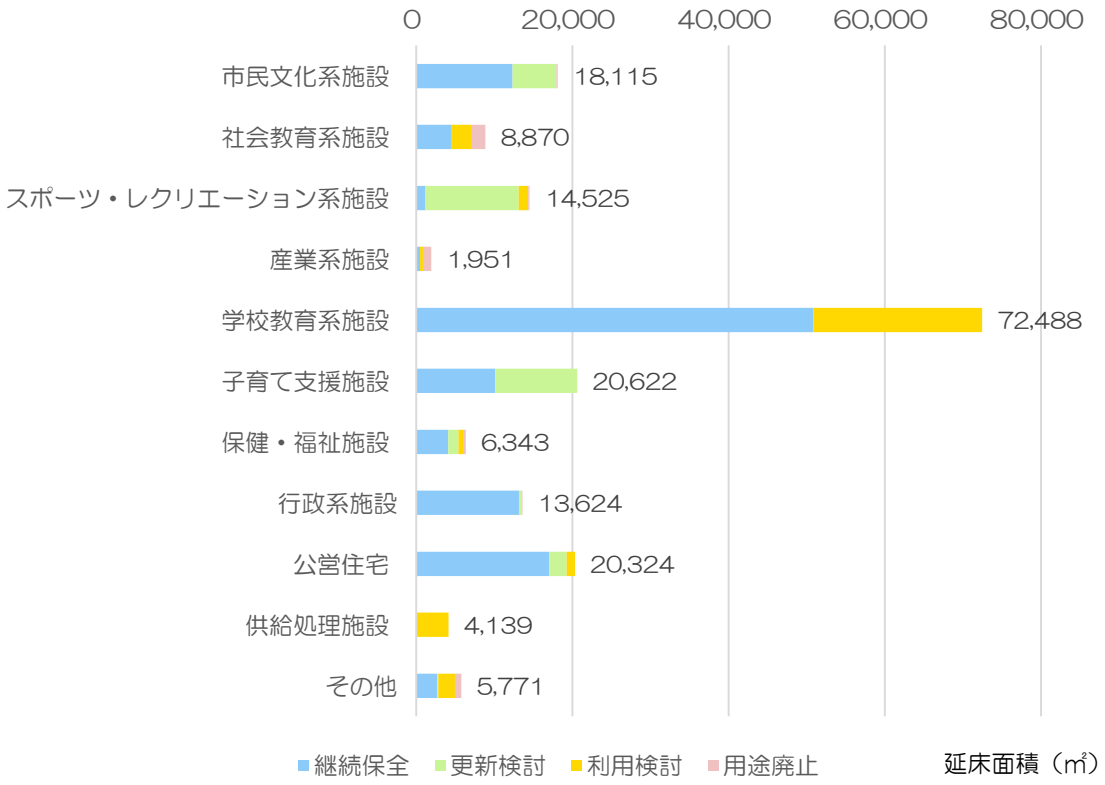

図 4-4 用途別に見た簡易評価の結果

① 市民文化系施設

■ 施設の現状

(ア) 管理者視点（ハード面）の状況

・ 「コミュニティセンターきたの(延床 1,169 ㎡)」「コミュニティセンターみかみ(延床 1,083 ㎡)」「コミュニティセンターしのはら(延床 1,132 ㎡)」「コミュニティセンターぎおう(延床 1,081 ㎡)」「野洲文化小劇場(延床 1,121 ㎡)」らのフロー及びストック費が市民文化系施設の中では高くなっています。

(イ) 利用者視点（ソフト面）の状況

・ 平成 26 年度における 11 施設（市民文化系施設）の利用者数は約 404,000 人で、利用者数が一番多いのが「野洲文化ホール(延床 4,878 ㎡)」で約 100,400 人(市民文化系施設全体の約 26%)です。

■ 簡易評価結果

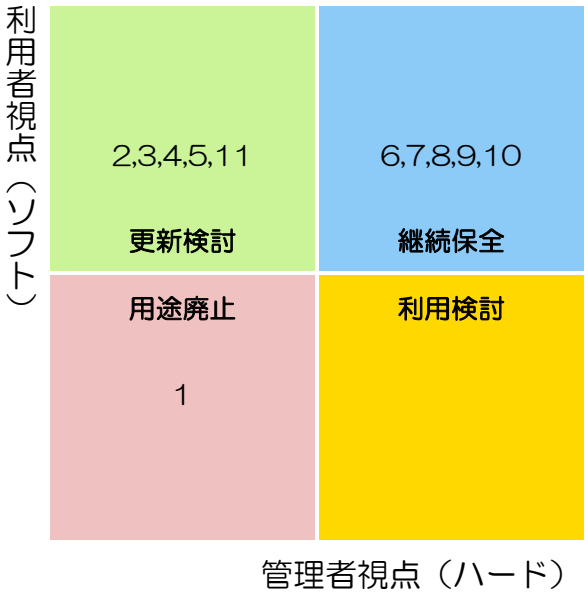

【簡易評価対象施設】

1 野洲市和田集会所
2 コミュニティセンターきたの
3 コミュニティセンターみかみ
4 コミュニティセンターしのはら
5 コミュニティセンターぎおう
6 コミュニティセンターなかさと
7 コミュニティセンターひょうず
8 コミュニティセンターやす
9 野洲文化ホール
10 さざなみホール
11 野洲文化小劇場

■ 今後の施設整備方針

「野洲市和田集会所(延床 172 ㎡)」は平成 28 年度に解体となっています。

「野洲文化ホール」「野洲文化小劇場」は野洲駅南口周辺整備構想を踏まえ、整備内容や手法の検討を行っていますが、具体的な時期などは未定となっています。

コミュニティセンターは利用実態と老朽化を勘案しながら、存続・移転の検討を行っていきます。

② 社会教育系施設

■ 施設の現状

(ア) 管理者視点（ハード面）の状況

・ 「上屋文化財収蔵庫(延床 648 ㎡)」及び「教育委員会別館（旧六条公民館）(延床 1,080 ㎡)」は旧耐震基準で、かつ耐震診断未実施となっています。

・ また、上記施設のほか「野洲市弥生の森歴史公園（体験工房）(延床 117 ㎡)」及び「野洲市歴史民俗博物館(延床 2,596 ㎡)」が竣工後 25 年以上経過しており、老朽化対策が必要な施設と言えます。

・ 「野洲図書館(延床 3,701 ㎡)」のフロー費が社会教育系施設の中では高くなっています。

(イ) 利用者視点（ソフト面）の状況

・ 倉庫として利用している「吉地文化財保管庫」「上屋文化財収蔵庫」「教育委員会別館（旧六条公民館）」を除く、平成 26 年度における４施設（社会教育系施設）の利用者数は約 280,000 人であり、利用者数が一番多いのが「野洲図書館」で約 250,000 人（社会教育系施設全体の約 90%）です。

・ 「上屋文化財収蔵庫」及び「教育委員会別館（旧六条公民館）」は設備劣化診断の結果、大規模な改修等は行っておらず、破損・外傷が目立っている事実が確認されています。

■ 簡易評価結果

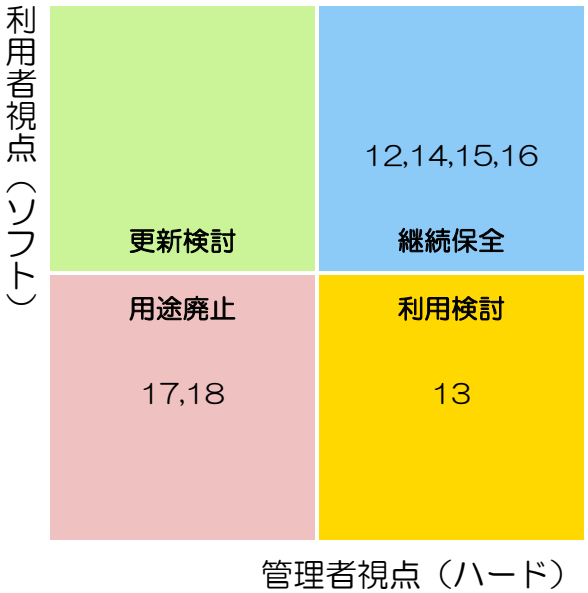

【簡易評価対象施設】

12 野洲市弥生の森歴史公園（体験工房）
13 野洲市歴史民俗博物館
14 野洲図書館
15 桜生史跡公園（案内所）
16 吉地文化財保管庫
17 上屋文化財収蔵庫
18 教育委員会別館（旧六条公民館）

■ 今後の施設整備方針

歴史民俗博物館収蔵庫を建築後に、「上屋文化財収蔵庫」及び「教育委員会別館（旧六条公民館）」は解体予定となっています。

③　スポーツ・レクリエーション系施設

■　施設の現状

(ア) 管理者視点（ハード面）の状況

・「旧レークセンター（倉庫）(延床 159 ㎡)」「野洲市中主Ｂ＆Ｇ海洋センター（艇庫）(延床 99 ㎡)」「青少年活動施設(延床 24 ㎡)」は旧耐震基準で、かつ耐震診断未実施となっています。

・また、上記施設のほか「野洲市中主Ｂ＆Ｇ海洋センター（体育館・プール）(延床 1,215 ㎡)」が竣工後 35 年以上経過しており、老朽化対策が必要な施設と言えます。

(イ) 利用者視点（ソフト面）の状況

・倉庫として利用している「旧レークセンター（倉庫）」「野洲市中主Ｂ＆Ｇ海洋センター（艇庫）」を除く、平成 26 年度における５施設（スポーツ・レクリエーション系施設）の利用者数は約 210,000 人であり、利用者数が一番多いのが「野洲市総合体育館(延床 10,030 ㎡)」で約 120,000 人（スポーツ・レクリエーション系施設全体の約 60%）です。

・「野洲市体育センター（大篠原）(延床 1,220 ㎡)」は、ハザードマップ上での危険度が高いエリアに存在しています（砂防施設が設置されています）。

■　簡易評価結果

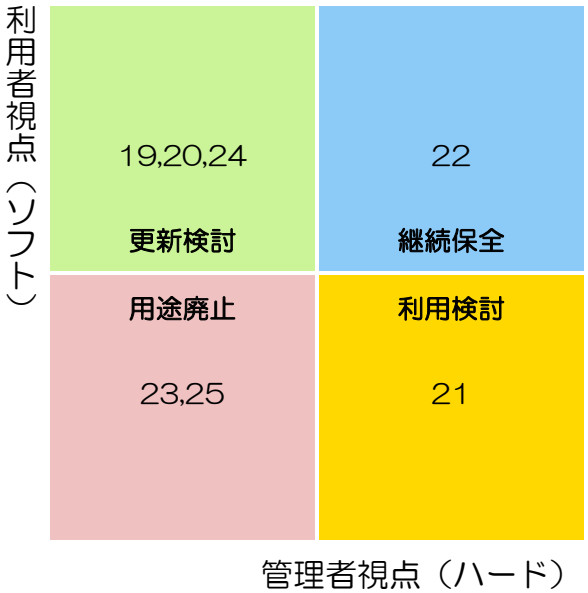

【簡易評価対象施設】

19　野洲市総合体育館
20　野洲市温水プール
21　野洲市体育センター（大篠原）
22　野洲市中主Ｂ＆Ｇ海洋センター（体育館・プール）
23　旧レークセンター（倉庫）
24　野洲市中主Ｂ＆Ｇ海洋センター（艇庫）
25　青少年活動施設

■　今後の施設整備方針

「野洲市温水プール(延床 1,779 ㎡)」は余熱利用施設開始に伴い廃止を行う予定ですが、その後の跡地活用方法は検討中です。また、「野洲市総合体育館」は平成 36 年に開催を予定している第 79 回国民体育大会に向けて改修を行う予定です。

国民体育大会後は体育館施設の移転・統合など、総合的に見直しを行っていきます。

「野洲市中主Ｂ＆Ｇ海洋センター（艇庫）」「旧レークセンター（倉庫）」「青少年活動施設」は、それぞれ老朽化が進んでいることから、施設の特殊性も考慮しながら、整備計画の検討を行っていきます。

④　産業系施設

■　施設の現状

(ア) 管理者視点（ハード面）の状況

・　「北比江共同作業所(延床 149 ㎡)」及び「北比江農機具保管庫(延床 81 ㎡)」は旧耐震基準で、かつ耐震診断未実施となっています。

(イ) 利用者視点（ソフト面）の状況

・　「北比江共同作業所」「野洲市三上集楽センター(延床 372 ㎡)」「旧野洲市大型共同作業所(延床 355 ㎡)」はバリアフリーに対応しておらず、通常の使用にも障壁になる問題（手すりがない、大きな段差など）が存在します。

■　簡易評価結果

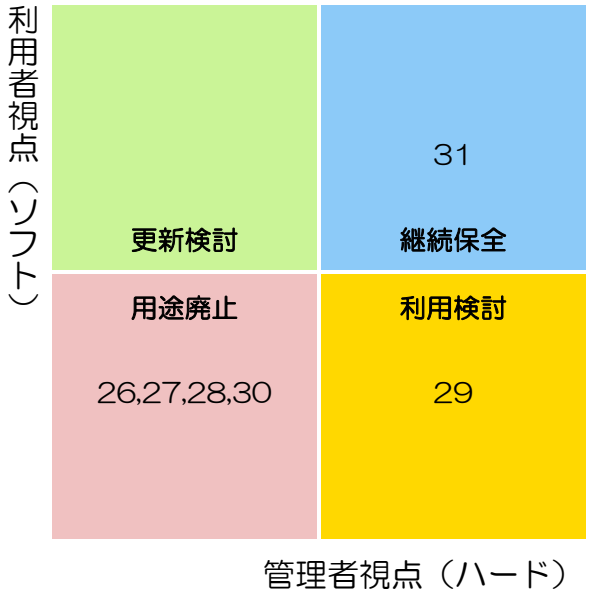

【簡易評価対象施設】

26　北比江共同作業所
27　野洲市三上集楽センター
28　北比江農機具保管庫
29　旧野洲市大型共同作業所
30　シルバーワークプラザやす
31　シルバーワークプラザ中主

■　今後の施設整備方針

「旧野洲市大型共同作業所」は平成 28 年 3 月末をもって閉館となっています。「旧野洲市大型共同作業所」と「野洲市三上集楽センター」は、老朽化が進んでいることもあり、バリアフリー対応も考慮しながら、利活用の検討を行っていきます。

また、「北比江共同作業所」及び「北比江農機具保管庫」は解体予定となっています。

「シルバーワークプラザやす」は、施設の利用実態や老朽化などを勘案して移転・統合の検討を行っていきます。

⑤　学校教育系施設

■　小・中学校の施設整備方針

小・中学校に関する今後の施設整備の方針等は「野洲市小中学校施設保全計画（平成26年3月26日教育総務課）」をご参照下さい。

■　施設の現状

(ア) 管理者視点（ハード面）の状況

・　「野洲市学校給食センター(延床3,861㎡)」は竣工年が2007年と比較的新しい施設であるため、特に問題ありません。

(イ) 利用者視点（ソフト面）の状況

・　「野洲市学校給食センター」は特に問題ありません。

■　簡易評価結果

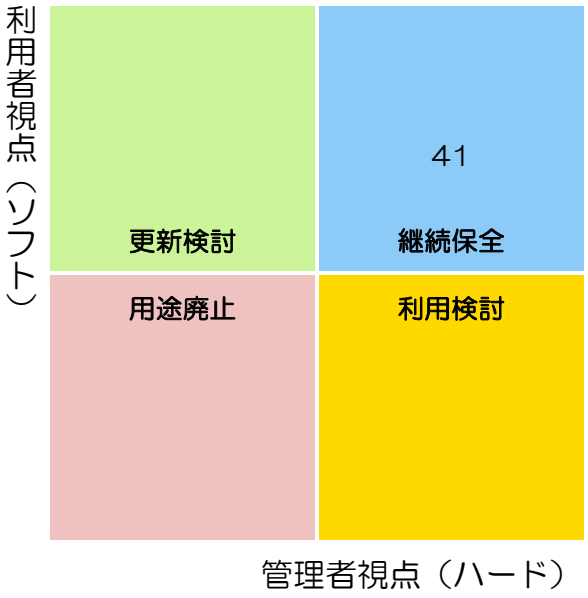

【方針決定済施設】

32　祇王小学校
33　北野小学校
34　野洲小学校
35　三上小学校
36　篠原小学校
37　中主小学校
38　野洲中学校
39　野洲北中学校
40　中主中学校

【簡易評価対象施設】

41　野洲市学校給食センター

⑥　子育て支援施設

■　施設の現状

(ア) 管理者視点（ハード面）の状況

・　「旧野洲市中主児童館(延床 243 ㎡)」は旧耐震基準で、かつ耐震診断未実施となっています。また、「三上保育園(延床 940 ㎡)」及び「野洲第１保育園(延床 1,634 ㎡)」も旧耐震基準であり、耐震診断は行っていますが、耐震改修は未実施となっています。

・　また、上記施設のほか「旧野洲市野洲児童館（現人権センター内ホール）(延床 532 ㎡)」が竣工後 35 年以上経過しており、老朽化対策が必要な施設と言えます。

・　「篠原こども園(延床 1,093 ㎡)」「北野幼稚園(延床 1,646 ㎡)」「野洲第３保育園(延床 989 ㎡)」「野洲第（１・２・３・４・５・６）こどもの家(延床 1,102 ㎡)」「野洲幼稚園(延床 1,999 ㎡)」「さくらばさまこども園(延床 1,922 ㎡)」「祇王こどもの家（３・４・５・６）(延床 665 ㎡)」「北野第３こどもの家　北野第４こどもの家(延床 385 ㎡)」「篠原こどもの家(延床 204 ㎡)」「中主第３こどもの家　中主第４こどもの家(延床 468 ㎡)」「三上第１こどもの家　三上第２こどもの家(延床 230 ㎡)」らのフロー及びストック費が子育て支援施設の中では高くなっています。

(イ) 利用者視点（ソフト面）の状況

・　「三上保育園」「野洲第１保育園」は通常の使用には障壁になりませんが、バリアフリー対応が遅れています。

■　簡易評価結果

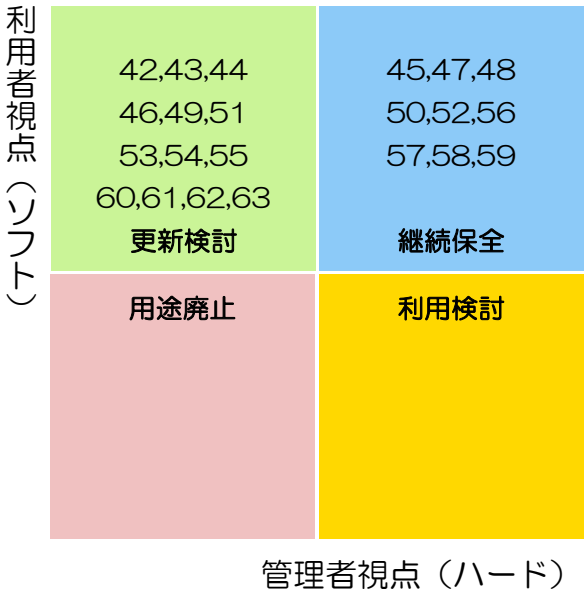

【簡易評価対象施設】

42　旧野洲市野洲児童館
　（現人権センター内ホール）
43　旧野洲市中主児童館
44　篠原こども園
45　さくらばさまこども園
46　野洲第（１・２・３・４・５・６）こどもの家
47　野洲第７こどもの家
48　祇王第１こどもの家　祇王第２こどもの家
49　祇王こどもの家（３・４・５・６）
50　北野第１こどもの家　北野第２こどもの家
51　北野第３こどもの家　北野第４こどもの家
52　中主第１こどもの家　中主第２こどもの家
53　中主第３こどもの家　中主第４こどもの家
54　篠原こどもの家
55　三上第１こどもの家　三上第２こどもの家
56　祇王幼稚園
57　北野幼稚園
58　中主幼稚園
59　三上幼稚園
60　野洲幼稚園
61　野洲第１保育園
62　野洲第３保育園
63　三上保育園

■　今後の施設整備方針

「旧野洲市野洲児童館（現人権センター内ホール）」は平成 28 年３月末をもって閉館しています。また「旧野洲市中主児童館」も平成 28 年３月末をもって閉館しており、平成 29 年度に解体予定となっています。

「三上幼稚園」の整備等を行い、平成 31 年度に、こども園（三上学区）として開園する予定となっています。その後、「三上保育園」は廃園予定となっています。

また、平成 28 年度にゆきはたこども園を開園し、「野洲第１保育園」は解体しました。「野洲第（１・２・３・４・５・６）こどもの家」及び「野洲幼稚園」は野洲駅南口周辺整備構想に基づき、移転検討を行っていますが、具体的な時期などは未定となっています。

⑦　保健・福祉施設

■　施設の現状

(ア) 管理者視点（ハード面）の状況

・「野洲市発達支援センター・野洲市ふれあい教育相談センター(延床 407 ㎡)」及び「比江老人憩の家(延床 65 ㎡)」は旧耐震基準で、かつ耐震診断未実施となっています。
・また、上記施設のほか「吉川老人憩の家(延床 63 ㎡)」「木部老人憩の家(延床 68 ㎡)」「井口老人憩の家(延床 75 ㎡)」が竣工後 35 年以上経過しており、老朽化対策が必要な施設と言えます。
・「野洲市なかよし交流館(延床 911 ㎡)」のフロー費が保健・福祉施設の中では高くなっています。

(イ) 利用者視点（ソフト面）の状況

・平成 26 年度における「野洲市市民交流センター（北比江）(延床 456 ㎡)」「野洲市発達支援センター・野洲市ふれあい教育相談センター」「野洲市健康福祉センター(延床 3,662 ㎡)」「野洲市なかよし交流館」ら４施設の利用者数は約 60,000 人で、利用者数が一番多いのが「野洲市健康福祉センター」で約 34,000 人(保健・福祉施設全体の約 57%)です。
・「野洲市市民交流センター（北比江）」「野洲市健康福祉センター」「野洲市なかよし交流館」を除き、他 12 施設は通常の使用には障壁になりませんが、バリアフリー対応が遅れています。

■　簡易評価結果

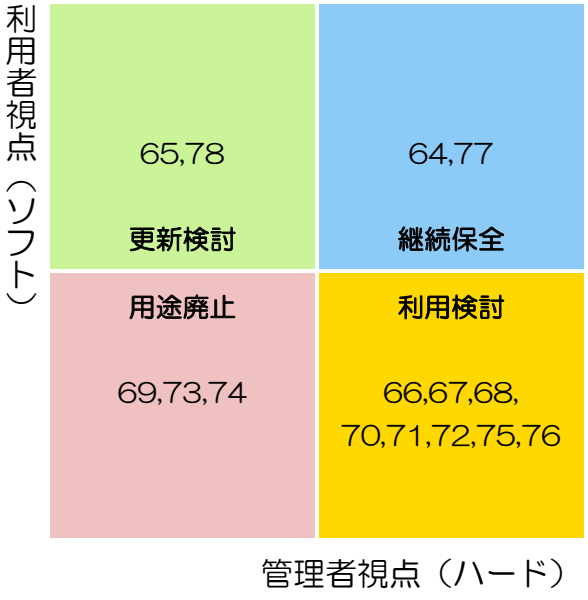

【簡易評価対象施設】

64　野洲市市民交流センター（北比江）
65　野洲市発達支援センター・
　　野洲市ふれあい教育相談センター
66　安治老人憩の家
67　吉川老人憩の家
68　北比江老人憩の家
69　比江老人憩の家
70　木部老人憩の家
71　井口老人憩の家
72　西河原老人憩の家
73　野田老人憩の家
74　比留田老人憩の家
75　六条老人憩の家
76　八夫老人憩の家
77　野洲市健康福祉センター
78　野洲市なかよし交流館

■　今後の施設整備方針

憩の家は、老朽化も進んでいることもあり、利用状況も踏まえながら、利活用の検討を行っていきます。また、「野洲市市民交流センター（北比江）」は隣保事業を平成 32 年度末まで行います。平成 33 年度以降の施設利用は今後検討を行っていきます。

⑧　行政系施設

■　施設の現状

(ア) 管理者視点（ハード面）の状況

・「野洲市北部合同庁舎(延床 3,520 ㎡)」及び「野洲市消防団野洲分団詰所車庫(延床 75 ㎡)」が竣工後 30 年以上経過しており、老朽化対策が必要な施設と言えます。

・「野洲市消防団中里分団詰所(延床 124 ㎡)」「野洲市消防団三上分団詰所車庫(延床 72 ㎡)」「野洲市消防団篠原分団詰所車庫(延床 90 ㎡)」「野洲市消防団野洲分団詰所車庫」「野洲市消防団兵主分団詰所(延床 86 ㎡)」らのフロー及びストック費が行政系施設の中では高くなっています。

(イ) 利用者視点（ソフト面）の状況

・「野洲市消防団野洲分団詰所車庫」「野洲市野洲防災センター（備蓄庫）(延床 409 ㎡)」「野洲市地域安全センター(延床 61 ㎡)」「野洲市消防団兵主分団詰所」は、ハザードマップ上での危険度が高いエリアに存在しています。

■　簡易評価結果

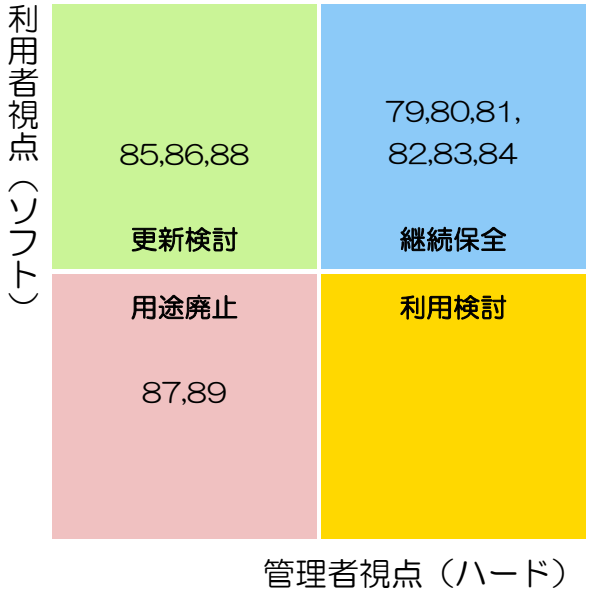

【簡易評価対象施設】

79　野洲市役所
80　野洲市北部合同庁舎
81　野洲市中主防災コミュニティセンター
82　野洲市野洲地域総合センター（人権センター）
83　野洲市野洲防災センター（備蓄庫）
84　野洲市地域安全センター
85　野洲市消防団中里分団詰所
86　野洲市消防団兵主分団詰所
87　野洲市消防団三上分団詰所車庫
88　野洲市消防団篠原分団詰所車庫
89　野洲市消防団野洲分団詰所車庫

■　今後の施設整備方針

「野洲市消防団篠原分団詰所車庫」は平成 28 年度に移転を行いました。野洲市消防団の分団詰所車庫については、近隣施設への移転も含め検討していきます。

「野洲市北部合同庁舎」は外壁の劣化が進んでいることから、老朽化対策として早急に改修を行い、施設の長寿命化に努めます。

⑨　公営住宅

■　公営住宅の施設整備方針

公営住宅に関する今後の施設整備の方針等は「第２次野洲市住生活基本計画　第６章 野洲市営住宅維持管理計画（平成 28 年３月住宅課）」をご参照下さい。

■　簡易評価結果

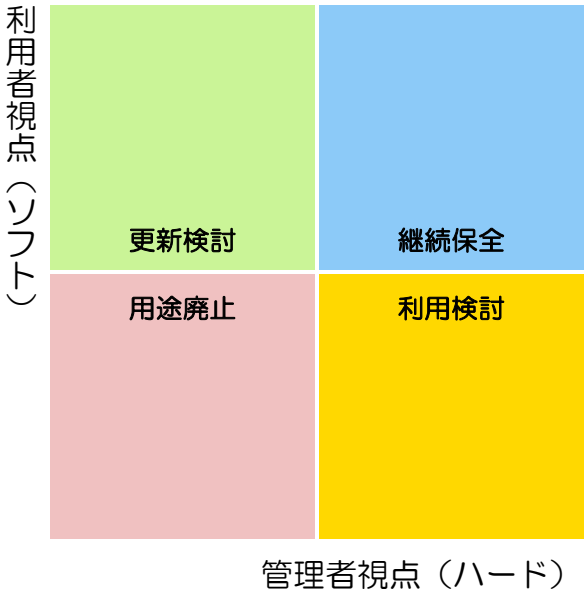

【方針決定済施設】

90　改良住宅（北比江）
91　市営住宅　小篠原団地
92　市営住宅　木部団地
93　市営住宅　和田団地
94　市営住宅　永原第１団地（集会所）
95　市営住宅　永原第１団地（１号棟）
96　市営住宅　永原第１団地（２号棟）
97　市営住宅　永原第１団地（３号棟）
98　市営住宅　永原第２団地（１号棟）
99　市営住宅　永原第２団地（２号棟）
100 市営住宅　永原第２団地（３号棟）
101 市営住宅　永原第２団地（４号棟）
102 市営住宅　新上屋集会所
103 市営住宅　新上屋団地（１号棟）
104 市営住宅　新上屋団地（２号棟）
105 市営住宅　新上屋団地（３号棟）
106 市営住宅　新上屋団地（４号棟）
107 市営住宅　吉地団地（１号棟）
108 市営住宅　吉地団地（２号棟）
109 市営住宅　吉地団地（３号棟）

⑩　供給処理施設

■　施設の現状

(ア) 管理者視点（ハード面）の状況

・　「蓮池の里処分場（排水処理施設）(延床 9.9 ㎡)」のフロー及びストック費が供給処理施設の中では高くなっています（※これは、埋立処分地から排水を処理する施設であり、施設周辺の環境保全の観点から費用を掛けてでも継続して排水処理を行う必要があります）。

(イ) 利用者視点（ソフト面）の状況

・　「旧野洲クリーンセンター」は、ハザードマップ上での危険度が高いエリアに存在しています（砂防施設が設置されています）。

■　簡易評価結果

【簡易評価対象施設】

110　旧野洲クリーンセンター
111　蓮池の里第二処分場
112　蓮池の里処分場（排水処理施設）

■　今後の施設整備方針

平成 28 年 11 月に新野洲クリーンセンターは供用を開始しており、これに伴い「旧野洲クリーンセンター」は解体を行っております。

供給処理施設は、「立地環境度」の評価が低くなっていますが、施設の性質によるところが大きく影響しています。なお、供給処理施設は、市民生活並びに環境保全の観点からも欠かすことのできない施設であることから、サービスの提供及び施設周辺の環境の保全を継続できるよう適切な維持管理について検討していきます。

⑪　その他

■　施設の現状

(ア) 管理者視点（ハード面）の状況

・「旧三上幼稚園(延床 809 ㎡)」は平成 12 年の耐震診断の結果、危険建物と診断されています。また、「自転車預り所(延床 123 ㎡)」は旧耐震基準で、かつ耐震診断未実施となっています。

・「旧篠原幼稚園(延床 620 ㎡)」は竣工後 30 年以上経過しており、老朽化対策が必要な施設と言えます。

(イ) 利用者視点（ソフト面）の状況

・「旧三上幼稚園」は通常の使用には障壁になりませんが、バリアフリー対応が遅れています。

■　簡易評価結果

【簡易評価対象施設】

113　旧篠原幼稚園
114　旧三上幼稚園
115　野洲駅北口昇降施設
116　野洲駅南口昇降施設
117　野洲駅南口駅前広場
118　野洲駅北口駅前広場
119　三上山登山者用便所
120　旧中主ふれあいセンター
121　自転車預り所
122　さくら墓園　管理棟
123　野洲川河川公園管理事務所

■　今後の施設整備方針

「旧篠原幼稚園」は一部解体後に、一部民間へ介護のための貸館として使用しています。また、「旧三上幼稚園」は平成 28 年度に解体しました。

3.　土木インフラの再整備の方向性

土木インフラの再整備の方向性について、以下のとおり進めます。

道路をはじめとする土木インフラについては、公共施設に比べ廃止や転用が難しいことから、これらを維持していくことを前提に長寿命化を図っていきます。その上で土木インフラの計画的な修繕をもとに、現状把握のための定期点検等のマネジメントを行います。

（1）道路（市道）

道路ストックは高度経済成長期に集中的に整備されたものが多く、市民の命と暮らしを守るためには、老朽化する道路ストックを適切に維持管理することが求められています。このため、管理者が実施する修繕事業計画に役立てることを目的に、「短期５ヵ年舗装補修計画」を策定しております。補修延長集計及び路面評価マップをもとに、野洲市が管理する道路の単位当たり補修費を設定し、維持管理に必要となる概算事業費の算出を行っております。

（2）道路（農道・林道）

点検・診断等を実施することで、劣化が進行する前に状態を把握し、点検結果等に基づいて対応の優先度を考慮し、効率的・効果的に維持管理の実施を行います。

（3）橋梁

老朽化が進む橋梁群に対して、従来の対症療法型の維持管理を続けた場合、橋梁の修繕・架替えに要する費用が増大することが懸念されます。そのため、より計画的な橋梁の維持管理を行い、限られた財源の中で効率的に橋梁を維持していくための取り組みが不可欠となります。また、コスト縮減のために、従来の対症療法型から、「損傷が大きくなる前に予防的な対策を行う」予防保全型へ転換を図り、橋梁の長寿命化を図ります。

そして、将来的な財政負担の軽減および道路交通の安全性の確保を図るために、橋梁長寿命化修繕計画を策定しています。計画的かつ予防的な修繕対策の実施へと転換を図り、橋梁の寿命を 100 年間とすることを目標とします。

（4）上水道

平成 27 年度にアセットマネジメント計画により中長期的な更新需要と財政収支の見通しに基づく、施設更新・資金確保の方策を策定しました。これをもとに今後、管路を含む施設の更新事業を進めるとともに、施設の適正な維持管理を行いトータルコストの平準化を図ります。

（5）下水道

下水道施設の老朽化が懸念されることから長寿命化対策や計画的な更新を行うことで、コストの適正化を図ります。また、農業集落排水処理施設は事業の集約化によるコスト削減のため、公共下水道への移行を予定しています。

（6）公園

利用の実態や見通し、社会情勢や地域住民のニーズ等を総合的に勘案しながら、公園施設の複合化等による総量の適正化を行うとともに、日常管理や定期点検等による健全性等の実態把握に努め、適宜修繕等を実施することで、長寿命化によるコスト縮減と平準化を図ります。

4.　公共施設等の整備計画について

今後、本市としては、財政的な影響が大きく機能の重複が見られる文化施設（文化ホール、文化小劇場、さざなみホール）、体育館（野洲市総合体育館、野洲市体育センター（大篠原）、野洲市 B&G 海洋センター体育館、なかよし交流館）、プール（温水プール、野洲市 B&G 海洋センタープール）の見直しとともに、市内に点在する行政機能や保健・福祉機能の再編ついても検討を進めます。

公共施設等総合管理計画では、記述すべき内容がある程度決められており、公共施設の維持管理に関する基本的な方針を主に記述することになっています。これだけでは個別具体的な部分が不足していますので、土木インフラを含む施設類型ごとのアクションプランとしての位置付けの個別施設計画（公共施設、道路、上水道、下水道等）を平成 32 年度までに策定します。

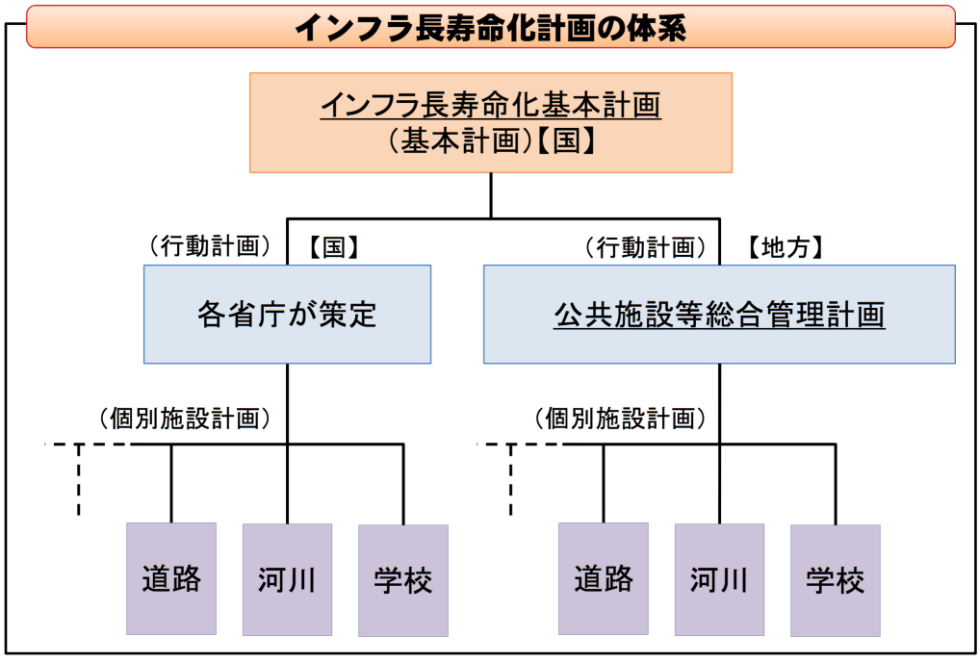

（総務省：「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」の概要より）